

(午前10時00分開議)

副議長(遠山昭二君) ただいまの出席議員は19名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

副議長(遠山昭二君) ここで、事務局長より諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。20番 山居忠彰議長から遅参の届け出がありません。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

副議長(遠山昭二君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

4番 渡辺英次議員。

4番(渡辺英次君)(登壇) おはようございます。

このたびの平成22年第2回定例会が私の初めての一般質問になります。

まずは、土別市のリーダーである牧野市長、そして理事者の皆様方に、これからの土別市の発展のために、微力ではありますが全力で頑張っまいりますことを申し上げ、さきに通告しました件の質問に入らせていただきます。

まず1つ目は、子供の心の問題について、現在配置されているところの相談員に関する事項であります。

近年の子供のいじめは、直接的なものや、かつてないほど陰湿で間接的なものも増えております。最近では、各学校からの通知もあるように、インターネットを使った書き込み等による、いわゆるネットいじめも増加しております。

ネットいじめに関しましては、いじめを受ける側は特定できるような書き方がされるものの、書き込んでいる側は特定しづらいという非常に解決困難な状況で、全国的な問題にもなっており、それを未然に防ぐことが非常に大切なことと認識しております。学校関係者や各学校PTA活動でもインターネットや携帯電話の利用について講習会などを開催し、子供はもちろんのこと親としても日々対応し、研究し、取り扱いには十分注意を促しているところであります。

また、その他のいじめに関しましても、さまざまな取り組みや協議等により注意を促しております。ですが、それでも根絶することが難しいいじめ問題であり、実際にいじめに遭って心を悩ませている子供がいるのが現状であります。

現在、土別市では土別中学校と土別南中学校にこころの相談員を配置しており、学校生活での子供の悩みなどを聞き入れる体制をとっております。日ごろの学校生活を見られない親にとっては非常に安心でき、親の目の行き届かない部分の心のケアを組み入れられている体制であ

ると評価しているところであります。

しかしながら、中学校だけではなく小学校でもいじめはないとは言えず、意思表示能力の乏しい小学生では、いじめに遭った場合、なおさら心を痛ませているのではないかと考えるところであります。小学校につきましては、現在は職員が一丸となり子供の問題等に対応している状況ではありますが、今の学校教育の時数確保等の問題を考えますと、子供の心の变化、行動の変化を見きわめるには負担が大きく、見落としてしまうケースがあるのではないかと不安も生じるところであります。

このような不登校・いじめ問題に対して、文部科学省は、平成7年度より専門的知識を持つ臨床心理士や精神科医等を採用したスクールカウンセラーを導入し、全国で150校ほどの派遣数から始まり、現在では1万校ほどの小・中学校に配置がなされ、これまでに一定の成果を上げているとのことであります。また、子供の問題の背景に家庭や学校、友人、地域社会など子供を取り巻く環境が複雑に絡み合っていることが多いことから、文部科学省は、スクールカウンセラーだけではなく、平成20年度より、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置を始めたところであります。

スクールソーシャルワーカーとは、学校やスクールカウンセラーだけでは対応し切れない子供を取り巻く環境を、社会福祉の専門知識を用いながら学校や児童相談所等の関係機関との連絡調整、また仲介などをし、そして子供の権利擁護を行い、子供が持つ力を最大限に発揮するためのものであります。

今の情勢は、家庭内でも共働きが多くなったことや生活が困窮していることなどからいろいろな角度で子供の心に負担が増え、それが原因で問題行動に発展してしまうところもあるのではないかと考えるところであります。ですので、先ほど話しましたような専門家を配置しなければならないほど心の内面をケアする必要があるのではないのでしょうか。

今後の土別市におきましては、5年前に滝川で起こりましたような低年齢での自死という大きな問題が発生しないためにも、市側の対策として、事件・事故等が発生してからではなく早期のうちに、更に多くの学校に専門家の配置と各種関係機関との連絡調整がとれる体制を強化していただきたいと強く要望いたします。今後の体制強化の件、市長の御所見をお聞かせいただきたいと思っております。

当然ですが、子供のこの問題解決の原点はやはり家庭であると考えますので、子供を育てている私たちも更に周囲との連携をとり、情報交換等をし、核家族化にならないようにすることが大切であるということをつけ加えさせていただきます。

2つ目は、保育所運営に関する事項であります。

牧野市長のマニフェストの中の第1番目に、「やさしいまち」の創造ということで「子育て日本一」と掲げられております。子育て世代である私たちの年代には非常に心強いマニフェストであり、実現に向けて最大限の御活躍をしていただきたいと考えております。

御承知のとおり、こども・子育て応援室の設置に始まり、母子家庭やひとり親家庭への支援

事業や市立保育所の保育料の軽減、そして市立保育園再編整備事業としまして、あすなる・あけぼの両保育園の統合や北星保育園の増築など、子育て環境を確実に向上させていただいていると思っております。

ですが、ここで一つお伺いしたいことがございます。

今、土別市には、市立認可保育園のほかに、上土別、多寄、温根別、武徳の4つの僻地保育所と、東丘ひまわり、南町、こぶたの家、観月の4つの認可外保育所がございます。やはり少子化の影響でどこの保育所も定員には満たない場合が多く、保育所運営は非常に厳しいところであるのが現状であります。首都圏などの認可外保育所とは違い、保育料も低く設定している土別市の認可外保育所では、毎年予算編成の際にもなかなか削れる科目が少なく、頭を悩ませているところであります。

認可外保育所は保育時間、保育内容も柔軟に設定できるメリットもあり、一般市民もあえて認可外保育所を選ぶ場合も少なくありません。私は、これからの土別市の保育施設の構築を考えたときに、やはり認可外保育所の存在は大きいものと考えております。そのような位置づけと考えておりますので、在園児数の減少とともに、運営が厳しくなるからといって保育の質が下がるようなことがあってはならないと考えております。現在も、市のほうからは、私立認可外保育所運営事業として運営費の一部を助成していただいている状況ではございますが、出生数も10年前から見ますと約3割減となっており、この先の運営に不安が生じるのではないかと思うところであります。

そこで牧野市長にお伺いしたいことは、今後の土別市の保育施設に関しまして、市の認可保育所とその他の認可外保育所の存在をどうお考えでしょうか。また、今後の認可外保育所運営事業の拡大等のお考えはありますでしょうか。市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

3つ目になりますが、今後のつくも水郷公園のことについてお伺いいたします。

つくも水郷公園は、御承知のとおり、市民だれもが立ち寄る都市公園であります。私が生まれたころから造成がなされ、私たちの年代にとっては、ともに歩んできた思い出深い場所です。21ヘクタールのとても大きな公園内にはゴーカートや遊具、そしてたくさんの緑に雄大な池があり、年代を問わずに楽しめる公園であります。

ですが、ここしばらくのつくも水郷公園は来園者が減ってきている状況で、また、周りから聞こえる声もだんだんとよい定評はなくなってきております。それはやはり、遊具の老朽化や新しい遊具、施設等が取り込まれていないからだと考えております。つくも水郷公園は、パークゴルフ場を例えて言いますと、愛好家から見てコース状態がよくないということを目にし、野球場にしましても、唯一照明設備があるにもかかわらずグラウンド状態がよくないと聞きます。子供の遊具もあちらこちらに散らばっており、遊びに来てもつまらないということも多々耳にします。

そういうことを考えますと、今のつくも水郷公園の状況、そしてこれからの展望が見えませ

ん。今では道北土別にあるつくも水郷公園というような定着した名前にもなってきていると考えておりますので、また更に来場者が増えるような都市公園にするべきではないでしょうか。

マニフェストの中には、今後ミニ公園をまちなかに設置するということや、公認パークゴルフ場の建設などが掲げられております。ともに、市民の憩いの場でありますとか健康面のことなどでは非常にすばらしい構想だと認識しておりますが、残念なのは、それぞれで考えますとすばらしい構想であるものの、まちづくりの総合的な構想が見えてこない点であります。

過去に議会でも取り上げられておりましたが、公認パークゴルフ場の建設に関して、パークゴルフは今もなお愛好家が増加しており、市民大会はもとより、今では市内外を問わず多数の方が参加する大会があると聞きます。それであれば、例えば土別市挙げての大規模な大会を開催し、各地からの参加者募集をすることも考えられます。そして、その際には土別市の特産物などの出店をして、取り巻く環境の経済効果も期待できるのではないのでしょうか。そういったことを考えますと、建設につきましては、結論を出す前にパークゴルフ関係団体だけではなく各種団体とも協議し、これからの土別市全体での展望を踏まえ、地域活性の面などからもぜひ御検討願いたいと思うところであります。

そう考えたときに、私は、土別とともに歩んできたつくも水郷公園の再開発等とうまく連携を持ってないものかと考えるところであります。これからのつくも水郷公園を今ある土別市の大切な財産と考え、今まで以上に多世代・多目的総合公園を目指し、子供連れの家族や若者、そしてパークゴルフ等を通じて高齢者の方々とのコミュニケーションの広場として構築できないものかと思い、そのあたりの展望をお聞かせ願いたいと思います。

最後の口蹄疫についてであります。昨日の丹議員と重複しておりますので、ここでは割愛させていただきます。

以上で私からの一般質問を終わりにいたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

渡辺議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から保育所運営について答弁申し上げ、つくも水郷公園については建設水道部長から、子供の心の問題については教育委員会から、それぞれ答弁申し上げます。

まず、保育所運営についてのお尋ねがございました。

子供の健全な育成を推進する保育事業は、子育て支援の大きな柱として、マニフェストの「子育て日本一」のまちづくりを図る上において、その取り組みの進行は極めて重要なこととなっております。そこで、保育所運営にかかわって、市の認可保育所と認可外保育所の存在についてどのように考えているかとのことについてであります。

まず初めに、認可保育所の考え方についてであります。近年、景気の低迷等を主な要因として共働き家庭が増加する中で、特にゼロ歳から2歳までの低年齢児童の入所希望が増加してきており、加えて障害児保育や保護者の疾病、家族の看護、さらには育児疲れを解消するなど

の目的で、一時保育等の希望者も増加してきているところとなっております。

こうした中、認可保育所につきましては、市の中心的な施設として、市民の多様な保育要望に応じる役割を担う保育所であると考えております。このようなことから、児童の円滑で速やかな入所に向けて、本年度、北星保育園を増築するとともに、23年度には、あすなる保育園とあけぼの保育園の老朽化に伴い新規保育園建設を計画いたし、市民ニーズに即応した各種サービスの提供に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、認可外保育所の考え方についてであります。

本市の認可外保育所は市内の4カ所で運営され、保育所それぞれに特徴ある保育を実施している中で、現在、中央市街地において保育や幼児教育を受けている児童の3割に当たる約150人の児童が通園しており、このように児童全体の3割にも及ぶ子供たちを保育する認可外保育所は道内でも余りないところとなっております。このことは、認可外保育所が地域に密着した自治会等によって歴史ある運営がなされ、まさに地域が子育てに貢献するという公共性を有した保育事業の取り組みによるものであります。

この保育所の具体的な運営内容につきましては、渡辺議員お話しのように、保護者のニーズを踏まえ、入所要件、保育時間、更には保育料などについて柔軟に設定いたしており、このようなことから認可保育所では入所が困難な児童の保育も可能であり、こうした幼児保育を通して、本市の子育て支援に大きな役割を果たしているものと考えているところであります。

また、今後、認可外保育所運営事業について拡大の考えはないのかとのことについてですが、認可外保育所は、ただいまも申し上げましたように、保護者の負担軽減のため保育料を低額で設定するなど、地域の子育て家庭の保育に熱心に取り組んでおりますことから、保育所の運営状況に応じ、これまで適宜基本額や児童数割り額などの助成基準の見直しを行う中で、運営に対する支援に努めてきたところであります。

しかしながら、認可外保育所においては、近年の少子化の進行と、一方では3歳未満児の入所希望が増加しておりますものの、保育士の人員体制の関係などから十分な受け入れが難しく、このため、特にここ数年、園児数が全体的に減少してきており、保育所運営は厳しい状況になっているところであります。こうした状況のもとで、本年1月に4カ所の認可外保育所から、運営の安定化を図るとともに子供たちの充実した保育環境の整備を目的として、補助金拡大についての要請がなされたところであります。

したがいまして、今後の入園児童数の動向を見定めながら経営内容の分析を実施するとともに、各保育所と十分な協議を行いながら、園児への適正で質の高い保育サービスの提供と運営の安定化が図られるよう、認可外保育所の再編も視野に入れ、早急に補助基準の見直しなどについて検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げます私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） 私から、つくも水郷公園についての御質問にお答えいた

します。

水郷公園は、天塩川の旧河川敷を利用した市内唯一の総合公園として昭和45年に都市計画決定し、本格的な造成を開始したところであり、昭和55年の事業完了以来、市民憩いの池を中心に、ボートやゴーカート等の遊具、運動広場やパークゴルフ場等、子供からお年寄りまで幅広い市民に親しまれてきたところであります。

しかし、渡辺議員のお話のとおり、近年におきましては来園者が減少傾向となってまいりましたが、その要因として考えられますのは、開園から39年が経過し、施設の老朽化などにより、安全性の確保が困難となった遊具等をやむを得ず撤去しなければならなかったことなどから徐々にその数が減少してきたことも一つでありますし、また、園内にあります運動施設であるパークゴルフ場は年間延べ約3,300人に御利用いただき、夜間照明設備のあるつくも野球場につきましては年間延べ約1,800人の御利用をいただいておりますものの、両施設とも芝や整地等が必ずしも良好とは言えない状況にありますことから、その整備が必要と考えているところであります。

昨年実施いたしました都市計画マスタープランの見直しにおきましても、遊具等とあわせた公園全体の再整備の必要が検討され、近年の広域的なレクリエーションの需要も高まる中で、市民や市民以外の方々にも広く親しまれる滞在型の公園として、キャンプサイトや隣接するグラウンドも含めた施設整備を図ることを今後の基本方針といたしたところであります。

こうしたことから、昨年度から既存の街区公園等の遊具更新事業に取り組んでいるところであり、本年度からは水郷公園についても遊具の更新を行う予定でありますので、議員のお話にもありましたように、市民の大切な財産として未永く利用され親しまれる公園とし、多世代のコミュニケーションも図られるような整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、公認パークゴルフ場とつくも水郷公園の再開発等を連携できないかとの御提言についてであります。公認パークゴルフ場の建設地につきましては、現在のところ数カ所の候補地が挙げられ検討を始めたところであり、今年度中に一定の方向性を出す考えでございます。その選定に当たりましては、庁内においては各部局の横断的な連携により取り組むとともに、パークゴルフ場愛好者のみならず数多くの市民から広く意見や要望をしっかりと聞くことを基本とし、更に、地域活性の面からも関係する団体等との協議も検討した上で決定してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上申し上げまして御答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 子供の心の問題にかかわっての御質問には私からお答え申し上げます。

議員のお話にありましたように、インターネットや携帯電話の利用が急速に普及する中、ネット上のいじめによって我々大人の知らないところで誹謗中傷を受けるといった陰湿で深刻な被害に遭う子供が増え、社会問題化しております。

こうした状況は本市も例外ではなく、対応に大変苦慮いたしている現状にあります。特定の子供に対し誹謗中傷が集中的に書き込みされ、その被害が短期間で極めて深刻な状況になることがネット上のいじめの特徴でもあります。何より早期発見・早期対応が重要となりますが、いじめの実態を発見しにくいこともあり、インターネットの接続のサービスを提供する業者であるプロバイダーなどによる自主的な取り組みの強化を求めていくとともに、学校、家庭、地域社会と関係機関が十分連携して、ネット上の書き込みのチェック体制を強化していくことが強く求められております。

このため、本市におきましては、こうした問題を発見した場合には警察などとも連携を図り、プロバイダーへの書き込みの削除要請など迅速な措置・対応に努めているところであります。

しかし一方では、保護者がインターネットや携帯電話に対し単に情報収集に便利な道具との認識にとどまり、我が子の利用実態を十分に把握できていないという実情もありますので、PTAなどを中心に、電波管理事業者に依頼して情報モラル研修会を学校区単位で開催するなどのほか、名寄人権擁護委員協議会土別部会からの提言を受けて、本年度からは旭川地方法務局名寄支局から講師を派遣いただき、市内小学校においていじめ防止などの教室を開催するなど、問題の発生根絶に向けた取り組みを進めていく予定であります。

そこで、いじめなどに遭遇した子供へのケアも含めた対応についてであります。議員のお話にありましたとおり、土別中学校と南中学校の2校にこころの相談員を、生涯学習情報センターに青少年相談員を、本年度から新たに設置されましたこども・子育て応援室に家庭児童相談員を配置し、相談内容によっては情報の共有が必要なものもあり、定期的に学習会を実施するなど連携を図りながら日常の相談業務に当たっているところであります。

しかしながら、一概に相談業務といいましてもその内容は多種多様であり、単に学校内での問題にとどまらず、現在の厳しい経済情勢や社会的環境に起因すると考えられる医療や福祉、生活関連の問題などさまざまな要素が複雑に絡み合っており、問題が長期化することも多く、その対応に困難をきわめている問題も数多くある状況でございます。

したがいまして、渡辺議員から要望がありましたように、関係部署が保有する情報の共有化を更に一層図るとともに、個別の問題に多角的に対処することが可能で、しかも専門的な知見が十分発揮でき得る体制を構築するため、まずは既存の組織であります不登校・いじめ問題等対策連絡会において、今後の体制強化も含め、相談者の信頼を得ることを基本として検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして御答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 18番 斉藤 昇議員。

18番（斉藤 昇君）（登壇） 2010年第2回定例会における一般質問を行いたいと思います。

質問の第1は、市の公共施設に働く人々の待遇改善についてであります。

申し上げるまでもなく、市役所に直接働く職員や臨時職員、あるいは指定管理施設の運営や民間に対する委託の問題、まさに市役所は、産業でいえば働く人々の大きな雇用の場でもござ

います。そして、市政というのは、生まれてくる赤ちゃんから高齢者の皆さんまで、まさに揺りかごから墓場まで、すべての市民の命や暮らしをしっかりと守って奮闘していくこと、これが地方自治体の最大の任務でございます。だから、市役所の動き一つによって市民の幸せや地域の基幹産業の振興、そして将来の土別市の方向が一つ一つ決められていく、極めて重要な意義を持っているところだと思っております。

そこで、これら関係する職場で働く職員の人数、パートの皆さんも含めて一大大きな勢力になると思うんだけど、これらの働く人数についてまずお示しをいただきたいと思っております。

勤務条件も、給料でいっても月給制や日給制やあるいはパートなどさまざまな雇用でございますし、期間も短期でもあり、そしてまた長期の職員もいるし、長期の臨時職員もいる、労働条件もさまざまでございます。私はいつも言っているんだけど、こういうところで働く人々の労働環境や労働条件がきちっと整えられていて、市がお金を出している以上、市が積算したお金がきちんとこれらの人々の手に行き届いて、福利厚生の方でも充実したそういう制度を図っていくべきだ、こうたびたびの議会でも取り上げてまいりました。

しかし、公共施設に働く人々の労働条件について、全体的にこれまで質問するのは今回が初めてでございますので、ぜひこれらの働く職場できちんと労働条件が付与されているのか、給料表や賃金表あるいはパートの時給表、こういうものがきちんとまず整備をされているのでしょうか。

また、市の公共施設に働く人たちの賃金は、委託料の中でもあるいは指定管理料の中でも算出基準がどういうふうにつくられているのか、その算出基準の基本をまずお知らせいただきたいと思っております。

そして、特に市の指定管理者と契約を結んでいる管理施設別の雇用実態、そしてそこに働く人々の労働条件がまちまちになっているのではないかと、こう思うんだけど、これらについても明らかにしていただきたいと思っております。

先ほども申し上げましたけれども、市が積算して委託料を出す、管理施設料を委託する、こういうところに社会保険でありますとか退職金が働く人たちに適用されているかどうか、市できちんと点検もし話し合いもすべきだと再三申し上げてきたけれども、深くは立ち入ることができない、そういう答弁で、一定の努力は見られるんだけど、そのところはきちんと把握されていない。けども、市民の税金であり税金がそういうところに投入されていくわけだから、市のお金の使い道が本当に市民のために、働く人たちのために使われているかどうか、それを点検するのが市の義務ではないか、そうでなければきちんとした積算もできないではないか。だから、監査委員なんかにおかれても補助金を出している団体に対する監査の調査もすることもできるわけでありまして、この点はぜひ心して働く人々の実態を市が率先してつかんでいき、それを市の財政とのかかわりでもきちっとしていくべきだ、こう思うんだけど、この点も明らかにしていただきたいと思っております。

更に、市が委託している僻地保育所あるいは補助金を出している認可外保育所についても、例えば退職金なんかについても、僻地保育所の保育士はパートの人もおりますけれども、通常の保育士さんには1人3万円の退職金が積み立てられていたり、あるいは認可外保育園でも中小企業の退職金制度に加入していらして、年額は違うけれども、それぞれの保育園でも努力をして退職金も積んでいる、そういう実態もあるわけでございます。

特に僻地保育所なんかはそういう点では認可外保育園よりもずっと低い退職金の額、1人年間3万円ですから。例えば私どもの地域にある東丘のひまわり保育園は、1人年間5万円の退職金を積み立てている。10年勤めると、少ないけれども60万円の退職金が支給される。こぶたの家保育園では、1人月8,000円、年間9万6,000円だから10年間勤めると96万円。僻地保育所では、先ほど申し上げましたけれども年3万円ですから、結局10年勤めても30万円。

こういう点はやはり保育協会ともよくお話し合いをなさったり、市もそういう待遇改善のために、今、渡辺議員に対する市長の答弁でも、補助基準の見直し、その他も行うという答弁もなされておりますから、ぜひそういうところにも心して話し合いをしていくべきではないか、こう思うんだけれども、この点も明らかにしていただきたいと思うのでございます。

また、委託料の問題あるいは指定管理料のほかに、市で直接働く臨時職員、パートの職員、この人数も何百人にもなっていると思うんだけれども、この人数の実態についてもこの際お知らせをいただきたいと思うのでございます。

特に、市の直営で長期に臨時で働いている清掃の職員なんかがございますけれども、このほかに長期に臨時で働いている直営の市の職員というのはどういう職場があるのか、この点も明らかにしていただきたいと思うんです。例えば清掃業務に働いている人々は、以前は退職金制度も一定規定で決められていたんだけれども、これは民間委託をするんだという名目で、ここ何十年も退職金というのは一切積み立てられていない、そういう実態でございます。

僻地保育所や認可外保育園あるいは指定管理者や委託をしている、そういう職場では退職金制度に加入している、こういう実態があるけれども、本家本元の市が直接雇用している長期の臨時職員、こういう人々に手が届いていないというのは余りにも不公平ではないか。やはりこの長期で働く人々に対しても退職金の加算の積み立てをするべきではないか、こう思うんだけれども、考え方をこの際承っておきたいと思うのであります。

更に、公共施設の清掃管理でございますとかあるいは市立病院の給食業務や医療事務などの民間委託における労働者の実態、あるいは終末処理場も民間に委託している指定管理施設ですが、こうなっておりますけれども、これらの実態についてもこの際明らかにしていただきたいと思うのでございます。

北海道の最低賃金は今、時給で678円でございます。1日8時間働いて、月に直すと13万5,600円、最低賃金を当てはめますとそうなります。そして、これを1年間に直すと162万7,000円、これが最低賃金で一月に25日働いたとして、1年間の総収入ということになるのでございます。この程度のお金では生活をしていくのにやっぱり大変な御苦労が要る、これが最

低賃金の実態でもございます。

私どもは、最低賃金を最低でも時給1,000円にすべきだと主張して国会でも奮闘しているところでもございます。例えば生活保護基準、これは冬季加算を加えても70歳の夫婦世帯では年間で126万2,000円でございます。これは国保税を払わなくていいでしょう。あるいは住宅料も、住宅加算は別枠でこれに加味される。そして医療費もただでしょう。そうなりますと、生活保護基準で126万円いただけるわけだから、そのほかに今申し上げたように国保税でありますとかあるいは医療費あるいは住宅料、こういうものが別枠で支払われるわけだから、この程度のお金でも十分に、十分かどうかは個人差があると思いますけれども生活をしていける。

しかし、国保の税収を見たり国保の所得を見ますと、この生活保護基準以下の世帯が高齢世帯の中では圧倒的に多い。しかし、生活保護はもらわないでも、一生懸命頑張って低い年金で生活しているのが高齢者の実態でございます。

だから、私は、いろいろ申し上げましたけれども、市が一大雇用の産業であり、そして市民の生活にしっかりと責任を負っている。そういう意味では、公共施設や市に働く人々がワーキングプア、働く貧困層ではなくて、労働条件全体について一層の改善を図って、土別での生活をしっかりとしていける、そういう目配りを市民全体にもしていく、そういう労働行政を強く要望したいと思うのでありますけれども、この点、市長の見解を改めて求めておきたいと思うのであります。

質問の第2は、土別同友会カントリークラブについてであります。

ゴルフ場に対する質問をするなんていうのは議会の中でも私が初めてであり、私も初めてでございます。それは一つには、ゴルフ場の利用人口が減ったり、あるいはそのことによってゴルフ場の経営も厳しい。しかし、市内のゴルフをやっている方、そして同友会のカントリークラブでも土別市の人たちが多く加わって、ゴルフ場の火を消してはいけない、そう思って一生懸命頑張って、いろいろなコンペを利用したり、利用人口の増のためにさまざまな努力をされているし、長い間の土別とイジカン、同友会とのいろいろなおつき合い、こういう中でゴルフ場が果たしてきた役割をいま一度、土別市の中にあって単なる一企業の施設というにとどまらず、土別市とともに歩んできた歴史があったのではないかと、そういう総括もきちっとするべきではないかと、こう思うんですけども、いかがでしょうか。

合宿の里やあるいはハーフマラソンや日本陸連との関係、さまざまな関連がこれまでであったと思うんですけども、土別市としてはどんな評価をされているのか、これら全体をまとめて御答弁をいただきたいと思うのでございます。

そして、ゴルフ場の利用人口の減少、これは市税収入でございますゴルフ場利用税を見ても一目瞭然にわかると思うんです。ピークで入ってきたときには1,500万円以上のゴルフ場利用税があったけれども、今ではもうその5分の1にもなっているのではないかと、こう思うんですけども、ゴルフ場利用税のこれまでの推移についても明らかにしていただいて、そのゴルフ場利用税から見ていかにゴルフ場の利用人口が減ってきたか、そういうことがうかがえるか

と思うのでございます。

そして、ゴルフ場のそういう経営の厳しさやゴルフ場利用人口の減少から、同友会からも市に対してさまざまな御要望が寄せられていると思うんだけど、それらの主なものと、これまで同友会やあるいは土別カントリークラブの理事の方々とどんなお話し合いをなされてきたのか。私は、土別市のゴルフ場利用人口を増やすためにも、例えばジュニアクラブでありますとかあるいは中学生や高校生の部活、以前には土別高校で、ゴルフの好きな教師がいてゴルフクラブをつくって同友会カントリークラブを利用しておりました。そういうことなんかやはり考えたり、いろいろな工夫もあると思うんだけど、ぜひ同友会との話し合いもしっかりと煮詰められ、協力できるところはお互いに知恵を出し合って協力もしていく、そういうふうにしていくべきだと思うんだけど、この点についての答弁を承っておきたいと思います。

次に、パークゴルフ場の問題では、今、渡辺議員がつくも水郷公園との関連からお話しもされておりました。ただ、市民の中には、今そんなにパークゴルフ場を急がなければならないのかという意見もございませう。総合計画にはなかったけれども、市長のマニフェストに載せたからそんなに急ぐのかという意見もございませう。

私は、市長は候補地も挙げて検討されておりますけれども、新しいパークゴルフ場の建設、これは大体場所については今年度にある程度煮詰めたいとおっしゃいますけれども、新しいパークゴルフ場の建設年度と、つくる場所によっていろいろなお金がかかると思うんだけど、そういう財政の見通しなんかについても一定の方向を見出しておられるのか、この際承っておきたいと思うのでございませう。

そういうパークゴルフ場が温根別にも今年つくられているようございませうし、今そんなに急ぐ必要があるのかという意見と同時に、愛好者の中からは、全道大会もできたり、そして愛好者が土別に入り込んでこれのような、起伏に富んだ36ホールの公認パークゴルフ場、この建設をぜひともという要望もあるのも事実でございませう。

昨年の答弁では、パークゴルフ場の用地について、つくもの土地開発公社が所有している土地、これは2億7,500万円で土地開発公社が民間から買い入れて、塩漬けと言ったら語弊があるけれども、道立の体育館の誘致もあそこに図るかと言ったけれども、これらも先細りになっていった。そういう点では、塩漬けになっている土地でもございませうけれども、2億7,500万円を市が持ち出してあえてあそこを買って、あそこにつくらなければならないのかという意見もあるし、あるいは今農地として使っている試験場の跡地についても、農地として使っているそういうものを一概にパークゴルフ場にしてしまってもいいのかという意見もあるのでございませう。

慎重な検討を行っていくというふうにも言っておりましたけれども、土別市のゴルフ場の関係者の中には、場所の選定の一つに、今のゴルフ場のあいている、起伏に富んだそういうところの利用は考えられないのかという意見もあつたり、例えば大きな大会なんかがあると、あのクラブハウスを休憩室として利用したりお昼の弁当を食べたりする場所としても利用できるよ

うな、そんなことも話し合いの中ではしているんだというお話もございましたけれども、こういうところも、パークゴルフ場の起伏に富んだコースというのであれば検討する必要もあるんじゃないか、こう率直に申し上げたいと思うんだけど、この点はいかがでしょう、答弁を求めるものであります。

質問の最後は、教育委員会、特に教育長に質問をしたいと思います。

去る3月30日、道教委が実施した教職員に対する服務規律等の実態調査についてであります。北海道教育委員会は、土別市教育委員会に対し、「教職員の服務規律等の実態に関する調査の実施について」、これを通知してきたと思うのであります。

その調査事項は、1つに勤務時間中の組合活動、2つに教職員の政治的行為等、3つに長期休業期間中の校外研修の状況など、4つに学校運営等の実態、5つに教育課程の実施状況など、6つに勤務実績の勤勉手当への反映に係る実施時の状況、7つに職員団体との関係などにわたるもの、こういう7項目は詳細かつ膨大な調査内容であり、5月の中旬及び下旬までに提出を求めるものであったと思います。

この調査は、北教組幹部の政治資金規正法違反事件を受けてのものであります。政治資金規正法違反事件は教職員団体としてあってはならない問題であり、その解明を行うのは当然のことです。しかし、調査内容は、思想・信条、良心の自由、信教の自由を保障する憲法に抵触し、北教組問題を口実にした個人の尊厳と教育への不当な介入ではないかと私は考えるものであります。そして、私ども日本共産党の市議団、小池さんと私は、4月28日にその中止を安川教育長に申し入れをしたところであります。

そこで、これまでのこれらの問題に対する経過と土別市での調査はどう行われたのか。その結果はどう集約されて、道教委へはいつ提出をされたのか。回答を拒否した教職員に対して学校長が職務命令を出すこともできる、こういうふうに言われていたけれども、そういう職務命令を発した学校長はあったのか。そして、これらの調査に対して、その調査の結果は今報告をされると思うけれども、ほとんどがそういうことにはお答えできない、こういう拒否の回答が全道的に多かったと私は把握をしているところでありますけれども、そういう回答拒否に対して、今後、道教委はどう考えているのか。そして、それらに対して市教育委員会としてはどう対処しようとしているのか。この際、明確に答弁を求めておきたいと思うのであります。

次に、これも道教委にかかわる問題であります。

この調査結果を踏まえて、その後、道教委は5月末に、「学校教育における法令等違反に係る情報提供制度に関する要請」を決定して、市町村教育委員会と道立学校長に通知をしたのであります。今度は父兄や市民に対して、そういうことをしている教職員がいるのであれば通報してくれ、そしてそれらを調査せよ、いわばこんな中身でございます。私は、長い間の議員生活の中でも、権力を行使して、父兄や住民に対してそういう教職員の行動を報告せよ、こんなことはあったためしがない。戦前に逆戻りだと言わなければならないのであります。

道教委は、保護者の通報制度の目的として、学校運営の正常化、道民の信頼確保、この2つ

を挙げております。しかし、保護者や住民から学校指導要領等に基づかない指導あるいは政治的行為に関する通報を求めること、これは学校、そして教員と保護者、父兄との対立をあおり立てて信頼を破壊して、地域に根づいた教育の基盤を根底から破壊することになると考えますけれども、いかがでしょうか。

また、通報制度は政治的行為の法令違反を挙げているのであります。公立学校教職員がみずからのクラスの父母に特定政党の支持を呼びかけたり、公選法に基づく街頭演説などは禁止されていると思います。しかし、憲法では、その政治活動はきちんと保障されているのであります。禁止されているのは地位利用の選挙運動であります。

保護者、教職員が一体となって信頼をはぐくむ子供中心の学校づくりに対して、通報制度導入は不信と対立をあおり立てる、その役割を果たす極めて危険なものだと言わざるを得ません。こんなことの実行を市町村教育委員会に命じるような行為はかつて聞いたことがありません。これは北海道の教育行政の歴史に重大な汚点を残すものとなろうとしているのであります。

本市教育委員会はこれら道教委の要請にこたえて土別市の学校に情報提供制度を指示するのか。私は指示すべきではない、きっぱりと断るべきだと思いますけれども、明確な答弁を求めて、私の一般質問を終わるものであります。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 斉藤議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から土別同友会カントリークラブについて答弁申し上げ、パークゴルフ場については相山副市長から、市の公共施設に働く労働者の待遇改善については総務部長から、道教委が実施した教職員に対する服務規律等の実態調査については教育委員会から、それぞれ答弁申し上げます。

まず、土別同友会カントリークラブに関するお尋ねがございました。

最初に、土別同友会カントリークラブと本市とのかかわりについてであります。

本市でも、ゴルフブームを迎えた昭和48年、旭川や名寄でプレーをされていた地元有志が中心となり、9ホールだけの地元ゴルフ場として、つくもカントリークラブがスタートいたしました。同年、当時の株式会社イジカンが地元有志からの熱心な要請にこたえ、新たに9ホールを造成した上で事業を受け継ぎ、市街地に近いメリットを十分生かし、昭和51年に土別同友会カントリークラブが発足したところであります。

自来、多くのゴルフ愛好者に健康増進の場、異業種交流の場、そして多世代交流の場となる地元密着型のゴルフ場として広く利用されておりましたが、平成16年に、より地域との関係を深めることを目的に株式会社土別カントリークラブに組織がえが行われ、現在に至っているところであります。

そこで、運営母体の医療法人社団同友会と本市のかかわりについてであります。同社は順天堂大学との縁が深い医療法人でありましたことから、昭和52年に同大学の陸上部が本市において合宿を行ったことを契機として、その後、大学、実業団の合宿招致へと発展し、現在では

日本陸連やJOCの合宿あるいはドイツナショナルチームの合宿へと結びついてきたことは申し上げるまでもありません。また、昭和61年から始まったハーフマラソン大会に関しましても、立ち上げ時点から、陸連や実業団など関係団体との船渡し・橋渡し役として御尽力をいただいできているところであります。

本市が合宿の里として発展できた一つの要因としては、オリンピックに出場するマラソン選手を初め、陸上長距離合宿者が芝生での練習先を求めた折には、コースの利用状況を調整の上、快くゴルフ場内をトレーニングの場として提供していただいたことが挙げられますし、土別イン翠月の運営にも資本参加あるいはアドバイスもいただいでまいりました。また一方では、トヨタ自動車北海道内において冬季試験場の建設に向けその適地を選定していた際に、いち早く情報を収集し本市を御紹介いただいたのも同友会グループの難波先生であり、現在の土別試験場の誘致が実現したところでもあります。

このほか、中央とのさまざまなパイプ役も果たしていただくなど、本市とは密接なかかわりを有しながら今日に至っているところであり、他の自治体にはない本市の財産でもあると考えております。

また、斉藤議員のお話にもありましたように、近年のゴルフ場経営は、地域経済の長引く低迷や個人消費の冷え込み、更にバブル期に過剰に造成されたゴルフ場の値引き合戦、余暇活動の多様化に伴うゴルフ人口の減少などにより厳しい環境に置かれ、更に会員権の値下がりや背景とする預託金返還要求による資金負担の増大が資金繰りの悪化を招き、結果、民事再生法の適用あるいは最悪倒産に至ったゴルフ場も数多くございます。

こうした傾向の中、本市のゴルフ場を取り巻く環境も同様とのことであり、この結果、昨年度の入場者は平成15年度に比べますと半減しているとのことであります。また、売り上げについても、15年度に比べ約40%にまで落ちてきているとお聞きいたしております。

このため、ゴルフ場では、従業員的大幅な削減など人件費の圧縮を初め、2階食堂の平日営業の停止、浴室を休止し翠月を代替活用、更にコース整備費も削減するなど、できる限りの経費削減を図っているもののいまだに多額の収支不足が続いており、加えて預託金償還への対応もあり、資金繰りが厳しい状況にあるとお伺いいたしているところであります。

なお、ゴルフ場利用税についてであります。ゴルフ場を利用された場合、ゴルフ場利用税として本市地域では1人640円が徴収されており、そのうちの7割が所在する市町村に北海道から配分されることとなっております。

そこで、ゴルフ場が開始されて以来、利用税の最高額では平成5年の1,568万4,000円でありましたが、利用者の減少に伴い利用税も年々減少し、ここ5年の推移では平成17年度で525万4,000円、18年度で475万3,000円、19年度で423万2,000円、20年度で369万2,000円、そして21年度では303万3,000円となっております。このゴルフ場利用税は、地方交付税算定における基準財政収入額に算入されるものであります。利用者の減少に伴い自主財源が減収するといった影響が考えられるのであります。

そこで、今後の見込みを含めゴルフ場と市で話し合いを持たれているのかとのことでありますが、本年1月、同友会の本部から、ゴルフ場を取り巻く状況、これまでの経営状況、借入金や資金繰りの経緯などを含め、同友会全体の経営に関し基本的な考え方をお聞きしたところがあります。このお話の中で、ゴルフ場の経営改善を図るためには何といたっても利用者の拡大を図ることが第一であり、このためにはコースの万全な整備と接遇は欠くことができなく、ゴルフ場としても可能な限りの努力を続けなければならないものの、経営状況から判断するとなかなか難しいことなどから、何らかの支援策を講じていただけないのかという御相談を受けているところがあります。

また、ゴルフ場はあくまでも一つの民間企業でありますので、単なる経営支援を行うことは行政としては不可能なことは申し上げるまでもありませんが、しかしながら、あくまでも仮定のお話ということになりますけれども、このゴルフ場が閉鎖されるとなると、これまで培ってきた同友会グループとの交流のきずなはどうなるのか、まちづくりの大きな柱ともなっている合宿の里づくりへの影響、観光交流事業におけるゴルフ場の位置づけ、更には雇用の問題など、本市経済に与える影響も少なからず生じてくるものと考えられるのであります。

ただいま斉藤議員から御提言をいただきましたが、こうしたことから、今後におきましては同友会との情報交換を密にしながら、本市としても経済面での影響、観光面での影響、スポーツ振興面での影響など、土別カントリークラブを初め関係団体と慎重に協議を重ねていくことが肝要と考えているところでございます。

以上申し上げまして私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、パークゴルフ場にかかわっての御質問にお答えいたします。

まず、市内パークゴルフ場の利用状況について申し上げますと、市内には6カ所のパークゴルフ場があり、パークゴルフ協会を初め各自治会や老人クラブ、企業や学校など年間延べ約5万5,000人を超える方々に御利用いただいているところであり、今後も更に愛好者の増加が見込まれるところであります。

また、新たなパークゴルフ場の建設について、その必要性も含めて市民の意見を把握しているのかという趣旨のお話でしたが、近年、愛好者が増加傾向にある中で、市内にはつくも水郷公園コースや剣淵川河川敷コース、そして多寄の公認コース、あさひコースなどがありますが、いずれも平たんなコースでありますことから、斉藤議員のお話にもありましたように、愛好者の方々からも、公認大会が開催できる、起伏に富んだ36ホール公認コースの建設が強く要望されているところであり、総合計画の3カ年のローリングにおいて、一定の財政見通しも含め位置づけをいたしたところであります。

公認パークゴルフ場の建設につきましては、さきの平成21年第3回定例会において柿崎議員及び菅原議員の御質問にもお答えをしておりますが、市といたしましては、市民の健康の保持

と増進、そして市民皆スポーツの一層の推進とともに交流人口の拡大を図るため、健康・スポーツ都市宣言のまちにふさわしい公認コースの建設が必要と考え、パークゴルフ協会や同好会とも意見を交換する中で鋭意検討を進めているところであります。

今後におきましては、体育協会を初めとする体育団体のほか、商工・観光団体や教育・文化団体、そして地域活動団体である自治会など、可能な限り多くの市民の皆様の御意見を伺うべく努めてまいりたいと考えております。

次に、現在想定されている建設候補地についてであります。

公認パークゴルフ場の候補地につきましては、昨年12月、第4回定例会における一般質問の中で、現在土地開発公社が所有しているつくも用地と市の普通財産である旧上川農業試験場用地の2カ所について、用地の現状や取得に要する費用あるいは農地転用などの許認可を含め、その考え方についてお答えをしたところであります。

その後、ただいま市長が御答弁申し上げましたように、本市ゴルフ場にかかわって同好会から御相談をいただいた中で、ゴルフ場遊休地の利用という点についてのお話もあったわけであり、また詳細な調査に至っておりませんが、仮にゴルフ場の遊休地をパークゴルフ場として活用できるとすれば、その可能性についてもさまざまな角度から検討する必要があると判断し、一つの候補地として加えていくことといたしたものであります。

そこで、新たなパークゴルフ場を選定するに当たって考慮しなければならない要件についてありますが、地域の皆さんの御尽力によって運営され高い評価を受けている多寄の公認パークゴルフ場は、比較的平たんなコースであるという特徴を持っております。一方、今回新たに計画するパークゴルフ場については、起伏と変化に富んだコース造成を目指したいと考えております。したがって、本市の公認パークゴルフ場につきましては、多寄と新たに計画するパークゴルフ場のそれぞれのコースの特徴を生かしながら、より大きな公認大会の開催など、両コースが相乗効果を発揮できるよう構想してまいりたいと考えております。

このため、新たなパークゴルフ場につきましては、土地の形状、用地の取得やクラブハウス等も含めた全体事業者の比較、また新たな許認可の有無や候補地周辺の状況、更には本市を代表する観光レクリエーション施設としての位置づけなどを総合的に比較検討の上、適地を選定していくことが重要と認識をしております。今後、議会を初め、更に関係団体とも御相談をさせていただきながら、多くの市民に親しまれるパークゴルフ場の建設候補地を選定してまいりたいと考えております。

また、公認パークゴルフ場の建設計画について、具体的な内容については現在のところ全くの白紙の状態ですが、その基本的な考え方としては、ただいま申し上げましたように、多くの市民の方々に親しみを持っていただけるような施設づくり、更には市外からも多くの愛好者が何度も足を運んでくれるとともに全道規模の大会が開催されるような、他に誇れる特色を持ったパークゴルフ場となりますよう努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から市の公共施設に働く労働者の待遇改善についてお答えいたします。

市の公共施設につきましては、本庁舎を初め、スポーツ施設、文化施設、産業関連や福祉施設などにおいて各種公共サービスの提供を行っておりますが、これらの施設は、その施設に求められる機能や業務の管理形態などから、指定管理あるいは直営による運営のほか業務の一部を民間に委託するなど、効率的な管理運営に努めているところであります。

また、これらの公共施設に勤務する労働者は、管理形態にかかわらず、その業務内容、責任の度合い、勤務時間、職種や身分により正職員、臨時職員、パート職員などとして雇用され、賃金などの待遇も異なっている状況にあります。本市が指定管理あるいは委託を実施する際には、賃金、これについては市として職種ごとの賃金表を有していますが、このほか各種保険の適用、福利厚生や退職手当の有無などを基準としております。

そこで、市の指定管理施設の雇用の状況について申し上げます。

現在、翠月、サイクリングターミナル、世界のめん羊館、羊と雲の丘、総合福祉センター、日向温泉の施設において29名が通年雇用されており、採用年数、年齢などにより違いはありますが、年収で190万円から459万円であり、それぞれ社会保険として健康保険、厚生年金、労働保険として雇用保険、労災保険に加入しているほか、定年退職後に働いている方を除き、中小企業退職者共済制度に加入をいたしております。

また、これら施設に加え、中心市街地交流施設、めん羊工芸館、勤労者センターにおいて時間給で働く方の状況ではありますが、平成21年度の支給額は1時間680円から800円であり、社会保険、労働保険については雇用時間などの加入条件を満たす方が加入しており、中小企業退職者共済制度の加入あるいは独自の退職金積み立てなどはしていない状況にあります。

更に、大和牧場においては9名の方が日額給で勤務されておりますが、その平均日額は約8,300円であり、社会保険、労働保険には加入しておりますが、期間雇用でありますことから中小企業退職者共済制度には加入していない現状にあります。

次に、指定管理者ではありませんが、多くの市の施設の維持管理業務を委託している体育協会につきましては、月額者で月約17万5,000円から22万6,000円、日額者で約6,700円から8,000円、時間給の方で740円から830円となっており、社会保険、労働保険に加入のほか、月額者については中小企業退職者共済制度に加入をいたしております。

そこで、これらの施設で働く方々の賃金が市の積算どおりに払われているのかとのお尋ねであります。

指定管理者制度につきましては、平成16年の導入以来、民間ノウハウの活用による自治体事務の効率化が図られる反面、全国的な課題として、過剰な利益追求意識からサービスの低下、安全管理、労働条件の低下なども懸念されてきたところであります。ただ、本市の指定管理につきましては、市内における受け皿としての団体、企業が多くないことやこれまでのノウハウ

を生かす考えのもと、社会福祉協議会、JA、第三セクターなどの公共的団体に引き続き指定管理を委託しているもので、中途の採用、退職、雇用形態の変更があった場合を除き、市の積算により賃金が支払われているところであります。

指定管理者における雇用については、毎年、受託者と協議する中で労働環境の向上に努めておりますが、今後、新たに指定管理制度を導入する際にあっても、単に経営の効率化を求めるのではなく、労働条件、賃金などに対する市の考え方を明確に提示するとともに、受託者の雇用に対する考え方などについても提案を求めるなど、総合的に判断してまいりたいと存じます。

次に、僻地保育所で働く方々についてであります。

現在、上土別、多寄、温根別、武徳の4保育園が設置されており、経験年数により年収で200万円から260万円、正職員の平均年収は約240万円で、社会保険、雇用保険に加入し、退職手当については斉藤議員のお話にもありましたとおり1人年間3万円の積み立てを実施しており、市の臨時保育士の賃金を基準とする委託料算出基準に基づいて支出されております。また、認可外保育所では、経験年数の違いで140万円から230万円で、社会保険、雇用保険に加入し、退職手当についても中小企業退職者共済制度に加入しております。

次に、市の臨時職員の実態についてお尋ねがありました。

本年4月1日現在、本市において働かれている臨時職員の数は、臨時採用が123名、週30時間の第2種非常勤が72名、週29時間以下のパート職員が81名、代替等の不定期の臨時職員が28名の、合計304名の状況になっております。

そこで、主な職種の平成21年度の賃金について申し上げます。経験年数等で賃金に幅がありますが、じんかい作業では年収330万円から530万円、道路維持管理では390万円から420万円、介護職員では260万円から300万円で、学校業務技師では220万円から260万円、保育士では230万円から250万円となっており、それぞれ社会保険、雇用保険に加入しております。また、21年度の臨時職員のうち家庭相談員、児童館長の職が200万円を下回っておりましたが、昨年の決算委員会において斉藤議員から、市役所が率先して労働環境の向上を図るべきとの御意見をいただいたところでもあり、22年度から見直したところでもあります。

次に、市の臨時職員に係る退職手当についてのお尋ねであります。

地方自治体における非正規職員は、6カ月間を期限とし1回に限り更新して雇用が可能な臨時採用のほか、短時間労働の非常勤職員などの勤務形態がありますが、本市では約120名の方が臨時採用として勤務されております。特に臨時保育士やじんかい作業など特殊な業務に携わる方は人材の確保が難しく、同じ方を毎年新たに雇用することになり、結果として長期間臨時職員として働いている現実にあります。

臨時職員の退職手当は、昭和61年度に見直しを行ったことから、現在は一部の長期雇用者を除いては適用されておきませんが、ただいま申し上げましたように長期間市の臨時職員として働き生計を立てている方もいることから、地方公務員法、地方自治法などの整合性を検討する中、さきの僻地保育所の退職金も含め、待遇改善に向け努めてまいりたいと存じます。

次に、公共施設の清掃管理、市立病院における給食業務、医療事務、下水処理場維持管理業務など民間委託における労働者については、約100名の方が働かれている状況にあります。これまで主に清掃管理を受託している市内の事業者に対しては、平成10年度以降毎年文書で実態調査するとともに、賃金アップなどの処遇改善に努めていただくよう要請を行ってきたところであり、近年は福利厚生面も含め改善がなされてきたところでもあります。

本年はこの6月に、市内2事業者に直接面談し雇用実態を伺ったところでもあります。健康保険、厚生年金、雇用保険、労働保険に加入のほか、短時間労働者を除いては退職金積み立てを行うなど、市の積算と整合しているところではありますが、時間給につきましては、約680円から750円の支給で個人により差があり、市の積算を下回っている方がいるのも事実であります。

ただ、この実態をお伺いいたしますと、近年、職場環境の向上や余暇時間の活用意識の高まりにより有給休暇を取得する方が飛躍的に増加しており、市の積算にはない代替職員に対する賃金支払いが大幅に増えている状況、あるいは半日だけの勤務など短時間の労働を希望する方が増えており、こうした場合は一般的に時給単価が高くなること、更には最低賃金の改正が10月となることから、年度当初から市の積算による賃金を支払うと、大幅な最低賃金の改正がなされた場合は委託を受けた金額の中での対応が難しいことが挙げられております。

更に、市の下水処理場維持管理業務で働く方の実態についてであります。年収で520万円から250万円となっており、市の積算単価とは大きな差はないところであり、社会保険、雇用保険、中退共、建退共に加入しております。

市としても、現在の厳しい経済情勢の中、労働環境の向上は重要施策と考えておりますので、引き続き労働環境の改善を要請したところではありますが、今後は、これまで積算になかった有給休暇、代替職員の賃金など積算方法の見直しのほか、大幅な最低賃金の改正があった場合には年度途中での契約変更なども視野に検討しなければならないものと考えております。

また、市立病院における医療事務、給食業務につきましては、全国展開をしている企業でもあり、職員の入れかわりなども多く、個々の職員の給与実態などは明らかではありませんが、パートで働く方々の時給は経験年数などにより約680円から760円で、社会保険、雇用保険、退職金などについては加入条件を満たす方だけの加入と伺っております。

今後は、こうした市外の企業に対する業務委託に関する積算の見直しなどに努めるとともに、労働者の処遇改善を求めてまいりたいと存じます。

市の公共施設で働く労働者にかかわらず、ワーキングプアに代表される低賃金労働者増加など雇用環境の悪化は今や全国的な問題であり、その要因は、先進国で最低と言われる最低賃金、特に地域別最低賃金、北海道では現在時間給で678円、斉藤議員のお話のとおりとなっておりますけれども、これが設けられていることが指摘されておまして、都市部とは大きな格差が生じているものと考えております。また、お話にありました70歳以上の夫婦世帯の生活保護基準は年収約126万円でありまして、これを考慮しますと、早急に改善が必要であると考えております。

今後、政府は最低賃金を見直す方向にありますが、低賃金労働者解消のため早急に改善するよう強く求めるとともに、さきの予算委員会で斉藤議員からお尋ねのありました公契約条例につきましても、まずは国がILO条約94号に批准するよう全国市長会などを通じて要請を続けてまいりたいと存じます。

以上申し上げ答弁いたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 教職員の服務規律にかかわっての御質問には私から御答弁申し上げます。

まず、去る3月30日に、北海道教育委員会が全道の公立小・中学校及び高等学校のすべての教職員を対象として、服務規律の実態に関する調査を実施することとした件についてであります。この調査は、さきの北海道教職員組合の政治資金規正法違反事件を受け、国会や道議会において勤務時間内の組合活動や違法な政治活動を行っているとの指摘があったことを踏まえ、直接的には、文部科学大臣から北海道教職員組合に係る事態に対し北海道教育委員会が任命権者として調査するよう要請があったために、当該調査を実施することとなったものと承知いたしているところであります。

北海道教育委員会としては、これらの事態を受け、子供たちや現場の教職員、保護者や地域の方々に対する不安や疑念を取り除き、学校教育に対する道民の信頼を確保し、これら職員団体の活動による学校運営への影響について明らかにするとして、教職員の政治的行為や勤務時間と組合活動の状況など具体的な調査項目を掲げ、4月上旬に全市町村教育委員会に対し、学校長が全教職員から直接聞き取る方法で実施するよう通知があったところであります。

この調査の実施に当たって、上川教育局から教育長会議において調査内容の説明がなされたわけではありますが、調査項目には本来の目的とは全く無縁の組合活動や教職員一人一人の思想・信条、内面を詳細に回答させる事項もあり、斉藤議員御指摘のとおり、思想・信条の自由や労働者の団結権を保障した憲法はもとより、教職員組合の構成員であることを理由にした不利益取り扱いを禁じた地方公務員法などにも抵触する重大な内容も含んでおります。

そもそも服務規律に違反し不当労働行為であるなら、法律に基づいてしかるべき司直の手にゆだねるべき事案であり、そうでなくても、学校現場においては新学期が開始され多忙をきわめている時期に学校長の手を煩わせることの意味が理解できかねると、私は、本調査を実施すべきでないとの考えを上川教育局に対し表明したところであります。しかしながら、私の意が通ることなく、結果として実施せざるを得なかったことはまことに残念であると言わざるを得ません。

上川管内以外の地域においても、この調査に対し、北海道教育委員会からの事前説明の不備や、調査期間が余りにも短く学校現場の負担が重過ぎるといった意見や、北海道教職員組合員だけでなく何ゆえ全教職員が対象なのかとの批判が噴出したところでもありますが、こうした声に北海道教育委員会は、学校教育に対する信頼を確保し適切な労使関係を確立させるために

実態の把握は必要であると、調査の妥当性を強調している状況にあります。

このようなことから、私は、本市校長会に対して不本意ながらも本調査への協力をお願い申し上げ、今日まで築き上げてきた教職員との適切な信頼関係を損ねることのないよう、回答を拒否した教職員にあっても学校長が最終的に職務命令を発することをしないよう意思統一を図った上で、本調査を実施したところであります。

その結果につきましては、教頭及び期限つき採用教職員並びに非組合員を除き、組合員の多くが回答を拒否した実態にあり、これら回答を拒否した教職員に対し学校長が職務命令を発した学校は一校もございません。その後、教育委員会で集約した全学校の調査票を5月14日に上川教育局に提出したところでありますが、仮に本調査結果に基づく更なる調査等の要請があった場合には、これを拒否する考えであります。

今後、北海道教育委員会として今般の調査結果についてどのような取り扱いや措置を行うのか、いまだ不明の点が多く明らかにされていないことから、私といたしましては、これらの動向について注視してまいる考えであります。

なお、去る4月28日には、日本共産党土別市議員団として斉藤議員、小池議員から本調査の中止を求める緊急要望書をいただいたところでありますが、結果として調査を実施せざるを得なかったことについてはご理解を賜りたいと存じます。

次に、学校教育における法令等違反行為に係る情報提供が制度化されたことによる教育委員会としての対応についてのお尋ねがございました。

議員のお話にもありましたとおり、北海道教育委員会は、去る5月31日、道教育長決定をもって「学校教育における法令等違反に係る情報提供制度に関する要綱」を定め、保護者や地域住民、教職員等の道民を情報提供者として規定し、学校運営や教職員の服務に関し法令や学習指導要領に違反する行為が行われ、またはまさに行われようとしている旨の情報を北海道教育委員会に伝達することとされたところであります。また、これら情報が当該市教育委員会が所管する学校に関する内容である場合には、当該市町村教育委員会に対し、これら調査等の対応を依頼するとされたものであります。

このたびの制度化は、さきの衆議院議員選挙にかかわり、教職員が加入している職員団体の幹部及び団体が起訴されたことを踏まえ、道民及び保護者との信頼関係の構築を前提にするとされているものの、教育公務員としての法令遵守を道民全体で厳しくチェックしようとするものであり、全体主義政権下における活動にも似て、そら恐ろしさすら感ずるものであります。

北海道教育委員会は、このたびの服務規律に関する調査で市町村教育委員会と学校における教職員の信頼関係を著しく損ね、この情報提供制度で学校と地域の信頼関係を根本から壊そうとしているとしか思えません。調査にしても情報提供制度にしても、私どもは地方公務員として法令を遵守し、日々教育行政の励行に努めているところであり、北海道教育委員会の今般の制度化は市町村教育委員会を全く信用していないという姿勢であると言わざるを得ません。

斉藤議員も御承知のとおり、今学校教育の現場では、さまざまなクレームへの対応や教職員

に対するいわれなき誹謗中傷など、教育以前の問題が深刻化している状況にあります。したがって、これら情報が錯綜して北海道教育委員会に伝達される事態も想定され、適切な判断と対応が可能となり得るのか大きな疑問を感じるものであります。

このようなことから、私は、所管の学校及び市民にこのたびの情報提供制度について周知する考えはありませんし、この制度に基づいて北海道教育委員会から市の教育委員会に対して調査の依頼があっても基本的には応じない考えであります。今後も、教職員と保護者、学校と地域、学校と教育委員会の信頼関係を更に守り深める環境づくりを基本に据え、民主的教育行政の推進に鋭意努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして御答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 2番 十河剛志議員。

2番（十河剛志君）（登壇） 平成22年第2回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行います。

具体的な項目に入る前に、今回の市議会議員選挙に当たり、私の基本姿勢といたしまして、市民の皆様の声が市政に反映できるよう、農業政策のブランドの確立、商工業の活性化、ラブ土別・バイ土別運動の更なる繁栄、そして安心して子育てができる環境づくりの積極的な取り組みを目指して多くの市民の皆様にお会いし、市民の皆様が今の市政に求めていることを聞かせていただきました。

牧野市政に対する評価は、就任して9カ月がたち、まちに変化が見られるという声を聞かれました。新年度からは、こども・子育て応援室の設置を初め地域担当職員制度のスタートなど、新しい施策の展開などが市民の注目するところでもあります。

市長は、所信表明で、「新たな発想のもと、基幹産業である農林業や商工業などの経済を再生し、次代を担う子供たちの健やかな成長と、地域医療や福祉を初めとした市民の暮らしの充実を図り、まちを元気にすることが何より重要である」と申されております。実効ある施策の展開を要望し、具体的な項目に入ります。

1つ目に、市政執行方針で提起されているまちづくりふれあいトークについてであります。

市長とのふれあいトークは、市長が直接出向き、よりよいまちづくりを目指して話し合うものと、市民ふれあいトークは、職員がまちづくりや暮らしと環境などの政策メニューを持って話し合うものの2つがあり、5名以上の団体・グループが対象で、2週間前の申し込みが必要となっております。

市役所に対して市民の持つ感想は、敷居が高く相談にも行きにくいという空気が感じられません。このような市民のイメージ転換を図るとともに、市民が市政に望んでいる気持ちを的確に把握することも視野に入れ、日時、面接時間などを決めて市長と直接お話しができるような市長室開放事業が実施できないものかと考えております。私は、この機会に、市長室開放事業の実施をしていただくよう御提案申し上げます。

次に、地場産業の育成施策の一環として、公用で使用している大型封筒の裏面に宣伝や広告を入れ活用してはいかがでしょうか。

現在、士別市の大型封筒は年間約3万部を作成し使われており、現状の封筒に宣伝広告を一色刷りで3万部を印刷すると約8万円のコスト増にはなりますが、士別市内を初め道内、全国、海外と配られており、多岐にわたっての宣伝効果は十分あると考えます。現在使用されている大型封筒は、本庁のほか市教委、サンライズホールなど事業所ごとに作製しておりますが、一本化により印刷コストの低減化も図られると考えますが、現況とお考えをお聞かせください。士別の特産物でもあるサフォーク羊を調理した製品のPRなどをして、販路拡大とブランド化の強化にもつなげていってはいかがでしょうか。

2つ目に、JR士別駅の車いすでの利用についてであります。

現在、JR士別駅は、宗谷本線の下り線の場合、2番ホームでの乗りおりとなるため跨線橋を渡って改札を出なければならず、車いすの方々はJR名寄駅まで行き、車で士別まで帰ってきているのが現状であります。

JR士別駅でお話を伺ったところ、JR北海道の決まりで、JR士別駅は駅員等の関係で14時20分までしか車いすの乗降を支援できないことになっており、そのため20時40分まで支援できるJR名寄駅を使ってもらうようになっております。上り列車も下り列車も1番ホームを使い乗りおりできれば跨線橋を使わないで済みますが、設備上の問題と、同時に駅に入る列車が1日7回あり、運行ダイヤの関係もあって困難であり、また跨線橋にリフトをつけることについては1,000万円から2,000万円の資金がかかるので、現状の利用人数では困難とのお話がありました。

4月21日に、北海道職員、JR北海道、士別市役所、士別市社会福祉協議会の四者による協議の後、福祉課では、車いすの利用者からの申請をもとに、障害者自立支援法の移動支援を使い、士別市社会福祉協議会で移動支援員を準備して移動支援を行う計画をしていると聞いております。士別市は、士別市障害者福祉計画で、「交通事業者と連携・協力して公共交通機関等の利用に際しての利便性の向上に努めます」とありますので、車いすの方々が安心してJR士別駅の利用ができるように、一日も早い移動支援の形を整備していただきたいと思っております。

また、跨線橋の老朽化も進んでおり、近い将来改修等の計画があるかと思われます。士別市として、障害のある方や足の不自由な方々でも安心して利用できるように、JR北海道側に要望してはいかがでしょうか。また、駅の西側に住んでいる方々の交通機関の利便性や生涯学習情報センターいぶき、商店街等への利便性も考えて、跨線橋改修もしくは改築時期に歩道橋等の併設を考えてはいかがでしょうか。

3つ目に、子宮頸がんワクチンについてであります。

今年第1回定例会において、小池議員の質問に対して、理事者の子宮頸がんワクチンに係る部分の答弁は、「ワクチン接種助成の必要性、更には、ワクチンの供給状況や、仮に接種への助成をいたすとなりますと、所得基準を設ける必要がないのか、また他市町村の実施状況なども十分調査し、ワクチン接種の助成について検討してまいりたい」という内容でありました。

近年、日本人のがんになる割合は非常に高く、日本人の2人に1人がかかると言われており

ます。その中でも女性のがんの低年齢化が進んでいると危惧されております。乳がん、子宮がんの増加が原因と考えられており、その中でも若い女性、20代、30代の間で増えている子宮頸がんは、唯一予防できるがんとも言われております。子宮頸がんは、11歳から14歳の間に3回のワクチン接種をすることにより約7割の割合で予防できる効果があり、検診とあわせると子宮頸がんで亡くなる人はほぼなくなります。

士別市でも4月から接種できるようになりましたが、金額が3回の接種で4万7,250円と高額になっており、残念ながら士別市では子宮頸がんワクチンを接種された方はおられないとのことあります。原因は負担額が高いことにあると考えます。また、子宮頸がんワクチンの認識がないことも原因の一つであると思います。

子宮頸がんの予防対策は、少子化対策の面などから考えますと緊急を要する課題であります。子宮頸がんの多くはヒトパピローマウイルスに繰り返し感染することにより発症し、進行して見つかると子宮を切除しなくてはならないこともあるので子供を産めなくなり、場合によっては命にかかわります。世界では年間約50万人が発症し、約27万人が亡くなっております。国内では年間約1万5,000人が発症して、約3,500人がこの病気により亡くなっております。先進国ではオーストラリアを初め約30カ国でワクチンの助成をしており、各自治体でも助成の動きが出てきております。

今年3月、全国1,962自治体を実施した調査では、643自治体の回答のうち、助成を実施・予定している自治体は1.5%の29自治体でした。栃木県大田原市では、本年度予算に約1,100万円を計上して、5月から小学6年生の女子児童約350人を対象に全額公費負担で集団接種を行っております。士別市で見ると、3回接種で4万7,250円をすべて公費負担にすると、小学6年生の女子児童91名ですので約430万円かかることとなりますが、将来の子宮頸がん治療への医療費負担、精神的苦痛や少子化問題を考えると、ワクチンの助成は検討する余地が十分あると考えます。

国も7月に、厚生労働省の審議会で、子宮頸がんワクチンを公費で負担すべきか本格的な議論を始めます。北海道の中でも斜里町や幌加内町が助成をしております。士別市として、安心できる保健、医療、福祉をつくるためにも子宮頸がんワクチンの助成を強く要望するものであります。

なお、昨年、国の緊急経済対策の子育て支援の方針により、20歳から5歳間隔で40歳までの方に子宮頸がん検診無料クーポン券を配付しております。士別市の該当者として526名に発送し、約30%の156名の方が受診されました。多くの先進国ではほぼ例外なく子宮頸部細胞診による検診が行われ、欧米での受診率は高く、例えばアメリカでは18歳以上の女性の86%が過去3年以内に1回以上の検診を受けています。

さきの定例会における小池議員の質問に対して検討するという答弁でございましたが、積極的な対策推進を図るために、ワクチン接種料金の助成制度の速やかな措置、受診率向上施策として子宮頸がんの啓発活動、セミナーの開催、ポスター掲示の拡大、広報紙での案内などを行

い、欧米並みの周知徹底をして早期発見・早期治療につなげていただきたいことを強く要望いたします。

4つ目に、不妊治療についてであります。

牧野市長が掲げる子育て日本一のまちづくりは、こども・子育て応援室を初め、小学生以下の医療費及び中学生の入院医療費の無料化など、子育てをする環境は整い出していると思いますが、子供を産む環境が産婦人科医師などの問題もあり整っていないのが現状です。

不妊治療の場合、名寄、旭川、札幌などの病院に通い、検査し治療を行っております。不妊治療は人にはなかなか言えないものです。そんな孤独になりがちな不妊治療をされている方々に、産婦人科医師の確保に尽力していただくことはもちろん、地域の産婦人科病院と連携し協力して、きめ細やかな指導、サポートをしていただきたいと思います。今後、土別市として不妊治療の取り組みをお伺いし、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時56分休憩）

（午後1時30分再開）

副議長（遠山昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 十河議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から市長とのふれあいトークについて答弁申し上げ、JR土別駅の車いすでの利用については相山副市長から、封筒の活用については総務部長から、子宮頸がんワクチンについては保健福祉部長から、不妊治療については市立病院事務局長から、それぞれ答弁申し上げます。

まず、市長とのふれあいトークにかかわって、市長との対話を進めるため市長室開放事業を実施してはとの御提言がございました。

さきの市政執行方針でも申し上げたとおり、私は、市長に就任以来、市政運営に当たって、市民が主役のまちづくりに向け、市民の声に謙虚に耳を傾け市政に反映できるものは積極的に取り入れていくこと、あるいは公務日程や公務日誌、市長交際費や庁議等の情報を公開することを基本に、新たに、市長への手紙、こども夢トークや地域担当職員制度を創設するとともに、まちづくりふれあいトークなどでも積極的に地域に出向いて市民との対話に努めているところであります。

また、市長室・副市長室のドアにつきましては支障がない限りできるだけオープンにし、市民の皆さんに気軽に立ち寄っていただき、時間の許す限りお話ができるよう心がけてきたところでもあります。

そこで、市長室開放事業の実施についてであります。これまでもさまざまな機会を通じてより多くの市民の声を聞くよう意を配してきたところであります。お話のように市役所は気軽に立ち寄りにくい、相談にも行きにくいというイメージがあるとすれば、これは変えていく必要があると考えます。このためには、何よりも職員が市民の立場に立った親切な窓口対応をすること、ワンストップサービス等を徹底することが必要であり、今後も機会あるごとにこうした意識の啓発を図るとともに、研修の充実にも取り組んでまいりたいと存じます。

私は、これまで多くの市民の皆様とまちづくりに関する話し合いを行い、市民の願いや希望、悩みや苦しみを肌で感じてまいりました。こうした対話を通じ、目配り、気配り、心配りによってよりよい信頼関係を築くことが重要であり、こうした取り組みこそが真の協働のまちづくりにつながるものであります。十河議員から御提言のありました市長室の開放については、この一環として、今後、具体的にどのような設定がよいのか、実施に向け検討を進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げて私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私からJR土別駅の車いすでの利用についてお答えいたします。

JR土別駅は、昭和41年に建設され築後四十数年が経過する中で、駅舎本体や関連施設の老朽化が進むとともに、バリアフリー化も完全とは言えない状態であることは御承知のとおりであります。特に、下り列車は2番ホームを使用しているため、この列車を利用する際には階段数の多い跨線橋を渡らなければならない、障害のある方や高齢者の方々は大変苦勞されている状況にあると認識をしております。とりわけ車いすを使用されている方は実質的に上り列車しか利用できない状況にあり、また、平成12年3月からは列車の高速化とあわせ車いす対応車両が導入されてはいるものの、駅施設は車いす対応などの改善が十分ではありません。

このため、和寒以北における宗谷本線の沿線20自治体及び議会と5つの商工会議所等で構成する宗谷本線活性化推進協議会を通じ、バリアフリー化の推進についてJRに対し求めてきたところであります。

しかしながら、そうした整備を進めるためには一定の乗降者数が必要であり、現状では困難であるとのJR側の回答があったことから、本年3月に再度、JR宗谷北線運輸営業所に対し、エレベーター等によるバリアフリー化が理想であるが、当面の対応として、上下線が同時に停車しない場合についてはすべて1番ホームを使用するようにしてほしいとの要望を行ったところであります。残念ながら、その回答といたしましては、下り線が1番ホームを使用するためには信号設備の改修が必要であり、改修には約1,000万円程度の費用がかかるため、直ちに実施することは難しいとのことでありました。

これらの根拠として、駅施設のバリアフリー化については、国土交通省の改善基準で1日の乗降者数が5,000人以上であることが一つの要件とされている中で、土別駅の乗降者数は約350人であることから具体的な改修計画には至らないことが挙げられ、また今後の可能性について

も、基準を超えている苗穂駅など札幌市内や近郊の駅でもバリアフリー化が進んでおらず、昨年6月現在、全道465駅中35駅しか整備が進んでいない状況にあって、優先順位的にも上位に位置づけられることは難しいというものであります。

しかしながら、現に障害のある方や高齢者の方々は大変御苦労されているわけでありますので、引き続いて運行管理者であるJRに検討を求めるとともに、あらゆる利用者が利用しやすい駅施設の整備のあり方についても研究してまいりたいと存じます。

一方、このように早急な施設の改善が困難となっている中で、本市といたしましては、障害者自立支援法に基づく土別市障害者移動支援事業を活用し、駅構内での移動に対する介助支援によって車いす利用者が土別駅で乗降できるよう、関係機関との協議を行ってまいりました。具体的には、本年3月と4月の2回にわたって、北海道の保健福祉部、JR北海道、更には本移動支援事業を実施する社会福祉協議会、そして土別市の四機関において協議をいたしたところであります。

その協議内容としては、まず道の保健福祉部から、関係機関の協力・連携によって車いす使用者の移動支援が順調に推移されることを強く求めるとの意見が出され、更にJRからは、駅構内での移動介助については利用者の安全に十分配慮する必要があることから、介助ヘルパーが実際に列車を利用した移動支援の訓練を実施することができるよう協力を行うとの意見が出されたところであります。また、社会福祉協議会からは、駅構内の跨線橋の移動となると4名の介助者が必要と考えられるが、社会福祉協議会には15名の介助ヘルパーが在籍していることから、その人員調整に努めることで積極的に対応していくとの協議がされました。

したがいまして、今後、車いす使用者への駅構内での移動支援については、本支援事業の活用のもと、ヘルパー配置等の推進体制や車いす使用者の具体的なホームの乗降場所の設定、更には利用者に対する周知などの取り組みに関して、関係機関との密接な連携のもと、車いす利用者の方々が安全・安心にJRを利用することができるよう迅速に対応してまいりたいと存じます。

なお、跨線橋を活用した西地区から駅を利用する際の利便性の向上、更には西地区から東地区への接続については、駅舎及び改札口など駅構造の根本的な変更がない限りは難しい状況にありますし、仮に市の事業として整備することとなりますと膨大な事業費がかかるものでありますことから、現時点ということで申し上げますと財政状況から難しいと判断いたすものであります。跨線橋改修もしくは改築に合わせてというお話でございましたので、その時期に向けて今後の課題とさせていただきたいと存じます。

以上申し上げます。答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、地場産業育成施策の一環としての公用大型封筒を活用した宣伝広告についてお答えいたします。

市役所や各執行機関において作製している公用封筒は全体で約12万枚を作製し、そのうち1

年間でおおよそ9万枚が使用されており、大型封筒については、十河議員お話しのとおり約3万枚が作製され、2年程度で使用されている状況にあります。

幾つかの自治体においては、こうした公用封筒を活用し、封筒裏面の白地部分にその地域のイメージや地場特産品あるいは企業広告などを印刷することで地域のPRを行い、地域の産業振興に結びつけようとする取り組みも実施されております。

そこで、既に公用封筒の裏面を活用し広告を掲載している留萌市にその状況をお聞きしたところ、景気低迷もあり募集をしても広告掲載への応募がなく、市から改めて企業や事業所に対して依頼するケースもあるなど、有料広告主の確保に苦慮しているのが実態であるとのことであり、更にほかの課題としては、掲載の基準や有料広告への理解、あるいは広告の内容によっては市内と市外に封筒を使い分けしなければならないこと等に加え、各種封筒は一度印刷すると在庫がなくなるまで活用することになり、その間に掲載内容の変更等が生じた場合、結果的に使用できず廃棄せざるを得ない場合も想定されます。

一方、行政側で有料広告を募集し印刷する方法のほか、例えば企業や事業所などがみずからの製品を宣伝するため印刷した封筒を行政に無償で提供することで企業の宣伝広告に用いているケースもありますが、本市にあっては、広告宣伝費を初めとする営業経費を少しでも節減しようと各企業で日々努力されていることを踏まえ、現段階での実施は難しいものと判断しております。

次に、封筒の印刷を一元化しコストの低減化を図ってはとのお話がありました。

現在、窓口用封筒や納付書を送付する専用封筒などを除く一般的な公用封筒の印刷は、市役所本庁のほかにも教育委員会、生涯学習情報センターいぶき、市民文化センター、市立博物館、給食センター、市立病院、市議会事務局、あさひサンライズホールなどでそれぞれ印刷しておりますが、仮にこれらの封筒を一つにまとめて「土別市」として一元印刷した場合、1枚当たりにかかる印刷コストは下がりますので削減の効果が出てまいります。

現在は、各執行機関によって施設等の名称や住所、電話番号などがそれぞれ違うことから、市長部局においては市章を、教育委員会としての封筒にはハーフマラソンのマークを、地域教育課の封筒にはあさひサンライズホールのオリジナルマークやキャッチフレーズを印刷するなど、それぞれ工夫を凝らしながら個性を出しているところでもあります。また、受け取った方々からもどこから送られてきたものかがわかりやすいこともあって、一概に一元化できない側面も有しております。

しかしながら、封筒裏面の活用策として、担当部課一覧を一括して掲載しているケースや地域イメージが想像できるような印刷を行っている事例もあり、合併前の旧土別市と旧朝日町でそれぞれ紹介していたサフォークランド土別や岩尾内湖を含めた水と緑の里に加え、自動車等試験研究のまち、合宿の里、生涯学習のまちなど、まちづくりの柱を中心に本市のイメージを認識できるような共通仕様にしていくことも一つの方法として考えられますので、今後、費用の面や表記のあり方などについて、まずは比較検討を行ってまいりたいと考えております。

以上申し上げ答弁いたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） 私から、子宮頸がんワクチン助成と子宮がん検診の受診率向上対策についてお答えいたします。

まず初めに、子宮頸がんワクチン助成についてであります。

子宮頸がんは、頸部と呼ばれる子宮の入り口付近にできるがんで、発症した場合、子宮や子宮の周りの臓器を摘出しなければならないことにより後遺症が残り、仕事や生活に支障を及ぼすことや、更には進行した場合に生命そのものに重大な影響があることから、女性にとっては感染予防に十分注意しなければならない病気の一つであります。がんになる原因や過程がほぼ解明されており、子宮頸がんは唯一予防ができるがんと言われております。

また、その予防対策といたしましては、子宮頸がんワクチン接種が感染を防ぎ、がんの発症防止に最も有効な対応策でありますことから、平成21年12月にそのワクチンが発売され、国内でも接種できるようになったところであります。

このことから、本市におきましても、本年4月から市立病院においてワクチン接種を実施することとしたところでありますが、接種開始間もないことや接種料金が高額であり経済的負担が大きいことなどから、十河議員お話しのように、現在、市立病院でのワクチン接種者はいないところとなっております。

そこで、このワクチン接種を促進するため市の助成について強く要望することについてであります。このことにつきましては、現在、国においてワクチン接種の必要性について重視をし、接種費用の公費負担について来月から検討が開始されることとなっており、まずは今後この動向を十分注視するとともに、本市におきましても、子宮頸がん感染防止により市民の健康と生命を守ることは何よりも重要なことから、本年第1回定例会において、小池議員の御質問に、ワクチン接種助成に向け検討するとお答えいたしましたところであります。

このようなことから、現在、小児用肺炎球菌、細菌性髄膜炎、いわゆるヒブなど他の感染症とあわせワクチン助成の必要性及び所得制限設定の考え方などとともに、子宮頸がんワクチンに助成をいたすとした場合の助成額、対象年齢、小・中学生を対象とした集団接種による助成方法など、助成基準・要件等について、道内各自治体の取り組みなどを参考に調査研究を行っており、今後、一定の方向性を見出す中で助成について検討いたしてまいりたいと存じます。

次に、子宮がん検診の受診率向上対策についてであります。

子宮がん検診につきましては、国の「がん検診実施のための指針」に基づき、20歳以上の女性のうち年度内に偶数年齢になる方を対象とした子宮がん検診を市と土別市国保において実施し、また、平成21年度から開始された20歳から40歳まで5歳ごとの市民の方を対象とした女性特有のがん検診推進事業を、市において、市立病院と道内のがん検診センターで実施いたしているところであります。

そこで、子宮がん検診の受診率向上のための取り組みについてであります。まずはただい

ま申し上げましたがん検診事業につきまして、受診者の負担軽減のため検診料に対し助成を実施いたしておりますし、また、就労されている女性の方が多いことから、検診を受けやすいよう土曜・日曜の休日にも日程を設定いたしているところであります。

更に、受診促進のための啓発活動につきましては、こうした検診は自分の健康は自分で守るという市民の健康意識の高まりが重要なことから、早期発見・早期治療につながるよう市広報への掲載、案内チラシの全戸配布、保育園・幼稚園での保護者への周知、更には保健推進員による受診勧奨などを実施いたしているところであり、今後も引き続き、こうしたあらゆる宣伝媒体を活用し受診率向上が図られますよう周知・啓発に取り組んでまいりたいと存じます。

以上申し上げまして答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 吉田市立病院事務局長。

市立病院事務局長（吉田博行君）（登壇） 私から不妊治療について御答弁申し上げます。

初めに、産婦人科医の確保についてであります。

市立病院の産婦人科医につきましては、以前は2名が常勤する中で、3階東に小児科病棟と併設して産婦人科病棟を配置し、分娩を含め診療に当たってまいりました。しかしながら、全国的に産婦人科医が減少する中で、とりわけ道内は全国平均を上回る減少状況にあることと、都市部への偏在が顕著となり、このことが市立病院にも大きく影響して、大学医局からの産婦人科医の派遣が1名となりました。このため、妊産婦が安全かつ安心して分娩するには複数の医師がいることが最低限必要との判断に立ち、平成16年11月から、やむなくこれを取りやめたところであります。

また、産科救急患者が発生した場合は、土別地方消防事務組合において、名寄市立総合病院や、かかりつけ医がいる旭川市の医療機関への救急搬送によって対処いたすこととし、現在に至っております。

産婦人科医を取り巻く環境につきましては、勤務医にあっては当直回数が多いなど不規則な勤務体制から多くが過重な勤務状況にあることや、医療過誤に関する訴訟の3割は産婦人科関連と言われており、これらのことから産婦人科医を目指す医学生も減少傾向にあります。加えて、平成18年の調査であります。道内の産婦人科医の男女別割合では、若い世代ほど女性医師の占める割合が高くなり、30歳から34歳では52%、24歳から29歳では89%が女性医師となっております。このため、出産や育児などで休職されたり復職後に他の診療科に転科される医師もおられ、一層医師不足に拍車がかかる状況となっております。

このような状況にあることから、国は、産科医の確保が困難な地域の当面の緊急対策として、産科医を集約して重点的に配置することの検討を都道府県に求めたところであり、北海道では平成19年12月に、北海道周産期医療システム整備計画の見直しを行ったところであります。この内容としては、安全で安心して出産ができるよう産科医療の再構築を図ることとし、産婦人科医の負担軽減対策やハイリスク分娩が増加傾向にあること及び周産期の救急医療などへの対応策として、医師の集約化・重点化が示されたところであります。

上川北部医療圏では、名寄市立総合病院が優先的かつ重点的な産婦人科医の確保を図る地域周産期センターとされ対応が図られているところでありますが、このような状況下において、市立病院における産婦人科医の新たな確保につきましては、現段階では極めて難しいことを御理解賜りたいと存じます。

次に、市立病院での不妊治療への取り組みについてであります。

市立病院における不妊治療につきましては、専門外来は設置しておりませんが婦人科外来で対応いたしており、その診療内容は、不妊に悩む患者の皆さんの相談に応じつつ、内服薬によるホルモン療法、精液検査や子宮卵管造影法による検査などを行い、正常な排卵や受精を促すための指導や診察を行っているところであります。しかしながら、このような検査や治療を行っても改善や妊娠の兆候が見られない患者の方には、不妊治療専門外来がある旭川医科大学附属病院や旭川市内の民間病院を紹介いたしております。

また、市民の中には、市立病院とほぼ同様の診療を行っている名寄市立総合病院や、ただいま申し上げた専門外来のある医療機関を直接受診される方もいると伺っておりますが、特に専門外来を受診されている患者の中で注射での治療を受けている方は、治療内容によっては毎日注射をしなければならず、排卵誘発剤は接種する時間帯が決められているため深夜や早朝でも接種する必要があります。受診されている病院での接種は遠隔地のため患者の方の大きな負担となることから、かかりつけ医の指示のもとに、市立病院の婦人科外来や場合によっては救急外来において対応いたしているところであります。

市立病院としては、今後とも、市立病院が紹介した患者に限らずかかりつけ医の指示書のあるものにつきましては、可能な限りの体制を組む中で、不妊に悩む患者の皆さんが安心して受診できる環境を引き続き整えてまいりたいと考えております。

以上を申し上げて答弁いたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 10番 国忠崇史議員。

10番（国忠崇史君）（登壇） 2010年第2回定例会に当たり一般質問を行います。

第1のテーマは、地上デジタルテレビ放送及びラジオ放送の受信対策についてであります。

まず、地上デジタルテレビ放送についてであります。

これは、携帯電話の普及により電波が非常に込み合っている現状、そしてその対応策としてデジタル波を使ってテレビ放送を行い、電波利用の効率化を図ることが眼目です。しかし、テレビ本体やアンテナなどのコストは各自負担というのが現実であります。このことにどうも納得がいけないという人も多いのではないかと思います。そういったコスト負担の件につきましては、本議会でも以前に、小池浩美議員やほかの議員の方がたびたび取り上げているとおりであります。

私は、この地デジ放送について3点ほどまずお伺いしたいと思います。

完全地デジ化が来年7月に迫っております。テレビ受像機が地デジ対応をしても周囲の建物などの関係で電波受信が困難であり、難視聴になる世帯がまだあると思われま

て把握している限りではその世帯数はどのくらいでありますでしょうか。

第2点は、土別市の所有及び管理になる建物の影響でデジタル波受信に障害が起きていると思われる場合、そういった場合の調査方法、そして対策方法についてはいかに行ったか、その点について答弁いただきたいと思います。

地デジの第3点は、民間所有の建物の影響で起こる受信障害については、民間人同士で対応していかなければならないのが原則だと言われています。そうすると、アンテナの設置条件や費用などをめぐって紛争になるケースも出かねないのではないかと思います。これは実は、総務省北海道北テレビ受信者支援センター、通称でデジサポ道北といいますが、こういった調停機関やそれから放送事業者の各窓口があります。土別市は必ずしも当事者ではありませんが、そうだとするとこれらの窓口を市民に紹介したり一般的な告知くらいはできるのではないかと考えておりますが、どうでしょうか。

以上の3点について地デジの件でお伺いいたします。

第4点は、地デジ問題とは別個になります。テレビ北海道(TVH)のアナログ・デジタル両波は、市内でも特に農村部の一部では、視聴にたえるほど受信可能な地域も若干あると聞いております。しかし、他方で市街地のほとんどでは受信不可能です。現在のところ、テレビ北海道の一部の番組はBSデジタル放送のBSジャパンにて見ることもできますが、このTVHは、土別市の全域100%がテレビ北海道の圏外だというならばあきらめもつくのでありますが、ごく一部、テレビ北海道が映るといってもあるだけにちょっと悩ましい問題であります。

テレビ北海道の会社の姿勢として、道東・道北の人口密度の低い地域に対しては、今後とも送信設備や出力の増強など考えてはいないようであります。しかし、市として、TVH受信の実態を伝えて何らかの要望を出すことはできるのではないかと私は思いますが、この点いかがでしょうか。

放送の件での第5点です。

さて、若い市民が衰退していく商店街の中に新しい店舗などを開業していくと、このことは本市の将来に希望を持てるという意味でとても喜ばしいことです。最近も実は数軒、新しく店を開いたという事例がありました。

店舗というと、皆さん欠かせないのがBGMです。これは有線放送に加入するという選択肢もありますが、店を営んでいる若い人から特に要望が大きいのが民放FMの受信についてです。北海道では民放FMは、FMノースウェーブと通称でAIR Gと呼ばれているFM北海道の2つがあります。確かに、都市部に出かけて店舗に入ると、この民放FMが流れているという店があちこちで見られます。そして、この民放FM2波ですが、剣淵町、和寒町では受信できております。ですから、本市までその範囲に何とか引き込めば、放送局としてもリスナーの獲得ができるし、土別市のまちづくりの上でも、若い世代にすてきな店舗を開いてもらう意欲を持ってもらうことにつながるのではないかと考えております。

したがって、先ほどのTVHの件とあわせて民放FMの2社についても、市としてぜひ

放送局とコンタクトをとって、土別市にも何とか電波を工夫して送れないものだろうかと要請してみたいかかと私は思っておりますが、その点、お考えをお聞かせください。

放送の件の最後で取り上げますが、今、定住自立圏という概念が地方行政やまちづくりの世界で取りざたされております。昨日、松ヶ平哲幸議員の質問の中でも触れられていましたが、本市は、名寄市との間でこの自立圏構想を目指していく可能性もあると言われております。そうすると、名寄市と土別市共通のメディアが存在していることが望ましく思われる次第なんです。実は活字のメディア、新聞メディアは共通のものが既にございます。しかし、電波のメディア、放送ではそういったものは存在しません。しかし、よく考えてみると、名寄にはコミュニティFM局、FM名寄、愛称でAirてっしといいますが、このAirてっしがあります。それがその共通のメディアとしての役割を果たせるのではないかと思っております。

実は、電波法の関係で土別市に送信することはできないようです。しかし、定住自立圏構想の関連で、例えばですが特区や特例を申請して、土別・名寄圏の共通メディアとして育てていくことは果たして本当に不可能なんでしょうか。実際、Airてっしを聞いてみると、土別市内の事業所がCMを提供していたり、あるいはこのAirてっしの番組の中で土別市で行われるイベントを宣伝してくれたりしています。ですから、土別市としても、そして土別市民としても、あながち同局Airてっしの今後に関心であってはいけないのではないかと思っております。この点、市としての考え方もお聞かせ願いたいと思います。

それでは第2のテーマに入ります。第2のテーマは、公共交通の今後についてです。

私は、保育園児を20名から30名ほど、年に一度、土別軌道の市内巡回バスに乗せて市内見学の引率をしております。そのときにいつも気がつくんですが、子供たちは公共の乗り物への乗車経験が非常に少ないということです。思うに、朝と夕方の送り迎え、そして休日のお出かけなど、やはりほとんどの子供がお父さん、お母さんの自家用車でのみ行っているわけです。

このことは何かよくないのかといえますと、例えば公共の乗り物では、都市部の子供に比べて、高齢の方やあるいはハンディキャップのある方に席を譲ると、そういった乗車マナーの養成の機会が失われている、機会が少ないと、そういうことが少し私としては心配になっております。そういった問題意識を念頭に置きつつ、まずバスについて2点お伺いします。

昨年度、二度にわたりパスウイークを実施し、小学生などに土別軌道のバス無料乗車券を配ったりしていました。その乗車実績のほうをお聞かせ願います。また、この乗車券には小学校名と学年を書き込む方式になっていましたが、学校ごとに有意の差はあったかどうか、そういったことももしあれば御答弁をお願いいたします。

バスの2点目は、ハイブリッド低床バスが本年度より1台導入されて市内巡回線を運行しております。このバスを見ることで、土別市民も、おっ、これは土別軌道もまだまだやる気があるぞと、新しいバスを導入して、まだバスを土別に残してこれからもやっていくぞと、そういうアピールをする効果も持っていると思うんです。

土別市都市計画マスタープランをひもといてみますと、「新しい交通システムの導入に向け

た調査研究を進める」としております。まさにおとといの14日に士別市地域公共交通活性化協議会が開かれて、その中で、新しい交通システムとしてデマンド交通システムや乗り合いタクシーなどの方策を制度化していくということを会議で話されたというふうに聞いております。

実は、私は別の角度から公共交通の活性化をまた考えておりますので、この際、提案したいと思っております。例えば自転車とバスとの融合を考えて研究するのはどうでしょうか。例えば士別の市街地に住んでいる人が健康づくりのために朝日までサイクリングする。そして、往復自転車で行くのはちょっと大変だと。片道頑張れば、帰りは何とか自転車をバスに積んで帰ってくると。あるいは通勤・通学などでも、きょうのように急に雨が降ってきたときに自転車ごとバスに乗れたら、バスの利用促進にもつながるかもしれません。

ほかにも、今順次設置中の新型停留所内かもしくは併設して自転車駐輪スペースを設ける、あるいはいっそのこと自転車をシェアする、すなわち貸し出しにより共同利用するシステムを備えていくとかの活用も一つのアイデアだと思います。

ここで、一つ函館市の取り組みを紹介いたします。函館市では、電動アシストつき自転車のレンタル事業「はこりん」をこの11日から始めました。御存じのとおり、函館のまちは坂が多いんです。ですから、市内のあちこち、観光地を中心に駅前のホテルだとかそういったところに電動アシストつき自転車を置きました。そして、これを有料ですが観光客の皆さんを中心に貸していく。そして、電動アシストがついている自転車ですから坂の上の観光名所に気軽に出かけてくださいと、そういった事業「はこりん」というのを始めています。

翻って士別市のことを考えると、羊と雲の丘あるいは川西の丘などへのアクセス手段は限られております。この函館市の事業に似たようなものを士別市でも取り入れてもいいのではないかと私は思いました。

ともあれ一つ確実に言えることは、現在の公共交通のあり方というのは、例えばパーク・アンド・ライドだとかバイシクル・アンド・バス・ライドなど、いろいろな交通機関を併用することの中に公共交通を位置づけていく、そういう流れになっております。こういった自転車も活用した公共交通のあり方についてぜひ調査研究をしていただきたいと思います。その点、ご見解をお伺いしたいと思っております。

公共交通についてのもう一つは、高速道路と鉄道との関係です。

民主党政権になってから高速道路無料化についてはいろいろ経緯がありました。しかしながら、今年28日からの社会実験開始によって、士別剣淵インターチェンジから岩見沢インターチェンジまでは無料になることが決定しました。これで士別市への出入りについては、JRなどより高速道路利用が更に増えることが予想されます。JRの利用が更に減って、万が一列車運行も減便されて鉄道の利便性が下がるようなことがあっては、特に冬場は深刻な問題になってくると思います。

宗谷本線をどう守っていくか、行政も交えさまざまな取り組みが従前から行われております。しかしながら、今回の高速道路無料化を機に、そういった取り組みもまた仕切り直しが必要に

なってくるのではないかと考えますが、その点の取り組みをお聞かせ願います。

最後に、JR土別駅の下りホームバリアフリー化ということを取り上げてありますが、これは、先ほどの十河剛志議員の質問と全く重複いたしますので割愛いたします。

私としては、こういった移動支援を充実させて、土別は充実しているから土別に引っ越してきたいんだと、そう思われるぐらいの気概でぜひこの移動支援に取り組んでくださいと一言お願いして、一般質問を終了いたす次第であります。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、地上デジタルテレビ放送及びラジオ放送等の受信対策の御質問のうち、テレビ北海道、民放FM2社及びAirてっし名寄の視聴・聴取について答弁申し上げ、地上デジタル放送の受信状況と難視聴対策については総務部長から、また公共交通の今後については城守副市長から答弁申し上げます。

まず、テレビ北海道、民放FM2社及びAirてっしの視聴・聴取についてお答えいたします。

最初に、テレビ北海道放送の視聴についてであります。この放送局は平成元年に開局した道内では新しい放送業者であるため、札幌を中心に道南や道央を主な放送圏域としており、道北においては旭川市とその近隣市町村でしか視聴することができない状況にあり、本市においてこの放送を視聴するためには、他のテレビ放送業者と同様に和寒中継局、名寄中継局及び上土別中継局などの整備が必要となり、多額の経費がかかることとなります。

そこで、放送業者自身が整備することについては、現在、既存アナログ中継局のデジタル化を重点的に取り組んでいる状況であり、新たな中継局の設置は今後の課題となるお聞きをしております。また、仮に市がこれらの中継局を整備することについては、周辺自治体との協議も必要となりますが、現在の財政状況を考慮すると極めて厳しい状況にあると判断をしております。

また、2つの北海道の民間FM放送についても、テレビ北海道と同様に聴取するためには中継送信所の整備が必要となることから、現在のところ、費用の面で難しいとお聞きをしております。

次に、コミュニティ放送Airてっしの聴取についてであります。

コミュニティ放送とは、市町村単位の一部の地域を放送対象地域とし、地域に密着した情報を提供する空中線電力20ワット以下のFM放送局で、平成4年に制度化されたものであります。お尋ねのAirてっしにつきましては、平成18年に名寄市内を中心に放送されるコミュニティ放送として開局し、名寄市及び近隣地域の各種イベント等の催事情報を提供しておりますが、コミュニティ放送であるため、中継局を整備し、名寄市以外の地域に放送することはできないものであります。

そこで、定住自立圏構想に関連して、特区申請によってコミュニティ放送の拡大をすること

についてであります。他の地域においてコミュニティ放送の拡大を図るため出力数の変更を申請した事例もありますが、ただいま申し上げましたように、コミュニティ放送の位置づけが一部の地域を限定したものであることから認可されなかったところであります。

しかしながら、テレビあるいはラジオ放送は、住民にとって、災害情報等も含みさまざまな情報をいち早く入手する手段として、また文化を共有するための手段としても有効なものであることは申し上げるまでもありませんが、こうした放送については単に一つの自治体で解決できるものではなく、近隣市町村との連携が不可欠であります。

各市町村が広域連携しながら地域づくりを進めていこうとする定住自立圏構想が今後更に具体的に協議されることとなりますので、国忠議員の御提言の趣旨を踏まえ、本市としては、この放送のあり方についても一つの協議事項として示してまいりたいと考えているところであります。

以上申し上げまして私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から地デジ受信状況と難視聴対策についてお答えいたします。

まず、市の建物による難視聴対策の状況についてであります。

昨年3月、市の文化センターや市立病院を初めとする6つの施設の影響により、これまでアナログ放送の難視聴対策を講じていた364世帯の区域内において102点の受信点を抽出し、地上10メートルの高さにおけるデジタル電波の強さを計測したところであります。その結果、デジタル放送に移行した際に難視聴となる世帯は、市立病院の影響で52世帯、土別小学校15世帯、総合体育館42世帯、文化センター9世帯、北部団地4世帯及び南西団地は2世帯で合計124世帯となり、今年の12月までに共聴アンテナ等の改修を行う予定で既に発注を終えたところであります。

また、家庭用アンテナを戸別に設置することによりデジタル放送を視聴することが可能となる世帯数は240世帯となり、これらの世帯に対してはアンテナ等の現物給付を実施することとし、住民説明会を通じ周知し、5月末で172世帯、全体の約72%の申請受け付けが終了しておりますが、残る世帯につきましても、来年7月までにアンテナ等の設置をするよう周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

次に、民間の施設で難視聴対策を講じているケースは、総合福祉センターさんあいやトヨタ自動車があり、「さんあい」の障害解消については、今月、受信調査の実施が予定されており、その結果を7月に対象世帯に周知し、来年5月以降に共聴アンテナ等を改修する予定と伺っており、トヨタ自動車も同様の対策とお聞きしておりますことから、その世帯数についてはまだ確定していない状況にあります。

そこで、民間施設の影響による難視聴世帯の受信障害については、原則、建築主の責任と負担で措置を講じることになりますが、市民にとっても影響のある課題でもありますので、市の

ほうに相談があった際には適切に対応してまいる考えであります。

一方、デジタル放送全般に係る相談につきましては、総務省のテレビ受信者支援センターが窓口となり、この上川地域では旭川市のデジサポ道北が対応しており、これらについてはこれまでも市の広報を通じ市民にお知らせしてきたところでありますが、来年7月には完全移行を控えておりますので、市ホームページ等の活用により周知に努めてまいる考えであります。

以上申し上げ答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 城守副市長。

副市長（城守正廣君）（登壇） 私から公共交通の今後についての御質問にお答えをいたします。

本市においては、公共交通の再生と活性化を図る計画として官民一体となって策定した土別市地域公共交通総合連携計画に基づき、平成21年4月に認定を受けた地域公共交通活性化再生事業の中でさまざまな施策、事業を進めているところであります。

御質問にありました「バスウイーク」と題して実施した小・中学生の無料体験乗車については、その事業の一環として実施したものであります。その実施状況であります。1回目が「バスの日」であります9月20日から1週間実施され、小学生が75名、中学生が28名の合計103名で、1日当たり14.7人の利用、路線別では朝日線46名、川南大和線17名、市内巡回路線では40名の利用実績でありました。

続いて、2回目は1月4日から2週間行い、冬休み期間中ということもあって、小学生が148名、中学生が127名の合計275名で、1日当たり19.6人が利用、路線別では朝日線59名、川南大和線10名、温根別線7名、武徳線4名、市内巡回路線では195名となっており、これらに要した費用は8万5,000円であります。そのうち2分の1は国からの補助金を用いたものであります。そこで、2回目では、地域ごとの乗車ニーズを把握するため乗車券に学校・学年を記入してもらいましたが、おおむね在校児童生徒数に比例するような利用実態でありました。

こうした社会実験を通じて、ふだんバスを利用する機会が比較的少ない小・中学生にも公共交通に対する理解と関心を持ってもらい、路線バスを身近なものとしてとらえてもらう上では有意義な事業であったものと評価しており、お尋ねの学校ごとあるいは地域ごとの有意差は生じなかったものと考えております。

次に、土別軌道が新たに導入したハイブリッド型低床バスに続き、今後バスを導入する際にはバス車内への自転車積載あるいはバス停留所内に駐輪スペースを設けるなど、バスと自転車との融合を研究してはとのことですが、お話にありましたバスの車内に自転車を積載し運行しているケースとしては、平成8年から群馬県前橋市と隣接町村間を運行する路線で導入されており、また道内では19年度から、ニセコバスが運行する町内循環バスの後方部に自転車積載用アタッチメントを取りつけ、利用者みずから積みおろしを行っているケースが見られます。

いずれもが対象路線の中に比較的長い坂道があることや急峻な地形であることから、通勤・通学対策や観光客等から寄せられる多様なニーズにこたえる形で導入されてきた経過がありま

す。双方とも道路交通法で定められている車両構造の問題や保安基準に基づく安全性を確保するなど、運行認可を得るため、一定の条件をクリアした上で運行されております。

そこで、土別軌道にその可能性をお伺いしたところ、現在、市内各方面を運行している路線バスの多くは前乗り・前おり型のバスのため、バス車内へ自転車を持ち込むことは不可能であり、また利用者からもそうした要望は寄せられておらず、更に、今後新たな車両の導入計画も当分の間は有していないことから、その対応はなかなか難しいとのこととあります。

本市のように行政面積が広大で過疎化・高齢化が進む地域にあっては、まずは市民の足を守るための公共交通の確保が喫緊の課題であり、これまでも多様な市民のニーズにこたえるようにできる限りの対策を講じてきたところであります。今後とも、公共交通を身近なものとしてとらえてもらうため、さまざまな情報を広く発信し乗車機会の拡大に努めるとともに、運行ダイヤや運行形態の見直し、更に待合環境の改善を図りながら、持続可能な公共交通体系を構築していくことが何よりも重要なことと考えております。

お話にありましたバスと自転車との融合につきましては、既に導入している地域の実態やその背景などを調査する中で、バス事業者の意向を基本に、地域公共交通活性化協議会の中で御意見を伺うなど、今後の課題の一つとして情報交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、高速道路の無料化に伴うＪＲ宗谷本線への影響についてであります。

高速道路の無料化に関しましては、先月、国土交通省が普通車で上限2,000円の新料金制度について、当初予定していた6月からの実施を断念することが表明されましたが、無料化の社会実験につきましては、けさの新聞報道にもありましたように、当面休日1,000円の割引制度を維持した上で、地方の高速道路を中心に全国37路線50区間を対象に6月28日からスタートすることとであり、北海道では道央自動車道の土別剣淵・岩見沢間など4路線5区間において、来年3月までの間、社会実験が実施されるものであります。

そこで、お話のありましたＪＲ宗谷本線への影響についてであります。昨年より既に実施されておりますＥＴＣ搭載車に限定した土曜や祝日の上限1,000円の割引により、ＪＲ各社も相当の減収が見込まれているとの報道がなされ、その上でＪＲ北海道としても、仮に高速道路無料化が完全実施された場合、ＪＲの経営に対する影響が大きく、重大な関心を持っているとの懸念を表明されました。

このたびの高速道路無料化の社会実験は、道北や道東など限られた地域が対象となるものの、該当地域を中心にＪＲへの影響は少なからず生じてくると考えられており、ＪＲ北海道としても、「エコ旅！キャンペーン」等を実施するなど利用促進に向けた取り組みを行うようですが、まずはその動向を注視することが必要と考えておりますし、沿線自治体、議会や経済団体で構成する宗谷本線活性化推進協議会を中心に、ＪＲ側との情報交換に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

副議長（遠山昭二君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時31分散会）